

温泉地域研究

第12号

2009年 3月

論文

温泉地における共同湯の意義の再評価

- 憩湯考察を受けて— 石川理夫 (1)
- 雲仙地獄の観光資源性 池永正人 (13)

基調講演

- 鴨川温泉の開湯と課題 鈴木健史 (21)

フォーラム

- 「南房総における温泉資源の活用を考える」 (23)
- 千葉県における温泉資源の観光活用策 山村順次 (23)
- 保養資源としての温泉の活用 甘露寺泰雄 (25)
- 温泉地の評価は総合力 浜田真之 (27)
- 小湊温泉の開発と今後の方向性 吉田安男 (28)
- 養老渓谷の鉱泉 富澤清行 (29)

書評

- 日本温泉地域学会編：『日本温泉地域資産』 新田時也 (30)
- 阿岸祐幸著：『温泉と健康』 浜田真之 (31)
- 久保田美穂子著：『温泉地再生 地域の知恵が魅力を紡ぐ』 山村順次 (32)
- フィリップ・L・ヴィヤール著(成沢広幸訳)：『フランスの温泉リゾート』 長島秀行 (33)

温泉地情報

中山間地の温泉地事情

- 静岡市梅ヶ島温泉の事例— 新田時也 (34)
- バーデンバーデン訪問記 赤池勇治 (36)

- 学会記事 (38)

日本温泉地域学会

温泉地における共同湯の意義の再評価 —惣湯考察を受けて—

Reappraisal of Significance of Community Bath in Onsen Areas
based on Consideration of Historic SOYU

石川理夫*
Michio ISHIKAWA

キーワード：湯巡り (tour of bathing)・共同湯 (community bath)・惣湯 (SOYU)・
共同規範 (norm of Onsen area community)

1 はじめに

温泉の世界では「共同浴場」「共同湯」という用語がよく使われる。それに一定の規模や歴史を持つ温泉地について語るとき、共同浴場、共同湯への言及は欠かせない。

この2つの用語は単なる言い換えにすぎず、意味する内容は同じとみなされることが多い。温泉愛好家らによるインターネットでの温泉案内を例に挙げれば、共同浴場と共同湯が別個に見出しに出されているが、紹介されている対象や中味は同じである。2つの用語は単に好みだけで選ばれたかに見える。その傾向は他メディアや観光ガイドパンフでも同様である。

筆者も、2つの用語の同義反復的な世間一般の使用例に合わせて、冒頭では「共同浴場・共同湯」と列記している。とはいっても、2つの用語には使われ方の微妙なニュアンスの差異が見られるのも事実である。

これほど使用頻度の高い共同浴場と共同湯という2つの用語は、果たして概念的に意味するものはまったく同一なのか、それともどこか違うのか。ちなみに「日帰り温泉施設」や「温泉銭湯」はどちらの用語概念に含まれるのか、それとも含まれないのか。あるいは環境省の温泉利用状況統計に挙げられる「温泉利用の公衆浴場」と共同浴場という言葉は

同義なのか、それともどこか区別されるものなのか。いずれも曖昧なままである。

そこで本稿の第一の目的は、2つの用語概念の重なり合いと差異を、その意味した対象の歴史的な経緯を含めて検証し、なかでも共同湯概念の再定義を試みることにある。

次に、温泉地とくに歴史や伝統ある温泉地に見られる共同浴場・共同湯的な存在は、概ね歴史遺産的に評価されがちな傾向が見られ、取りあげ方にもどこか郷愁めいた趣すら感じられる。共同浴場・共同湯は果たして過去の遺物、あるいは人と人の人情ふれあいの場的にのみ愛でられるものなのだろうか。

これから温泉地における共同浴場・共同湯の持つ、より本質的で積極的な意義を再評価することが、本稿の第二の目的である。

2 湯巡り対象としての共同浴場・共同湯

(1) 湯巡りの主体となる場合

いま集客力と活力ある温泉地には共通した要素がある。その一つに、訪れる客を宿だけに囲い込まず外へ温泉街へ出てもらうための、温泉旅館協同組合や観光協会等による共同の取り組み「湯巡り」がある。湯巡りの取り組みは秋田県乳頭温泉郷が早く、今日では湯巡りを実施している温泉地の数は相当数に

* 温泉評論家 (Critic of Hot Springs)

上る。

湯巡りは、湯めぐり手形、湯めぐり帖、湯札などを購入する場合とそうでないやり方、料金体系の違いのほかに、湯巡り対象にいくつか類型が見られ、その一つに共同浴場・共

同湯がある（表1）。歴史を経た伝統的な共同浴場・共同湯が今も温泉地に息づいている所ほど、共同浴場・共同湯が湯巡りの対象、主体となりやすい。

表1 温泉地共同の取組み「湯巡り」の対象と料金、該当温泉地

湯巡りの対象	温泉宿主体	温泉宿と施設・共同浴場	共同浴場主体	
料金の有無	有料	有料	有料	無料
該当温泉地 (温泉郷)の例	下風呂、浅虫、八幡平、男鹿、乳頭、秋ノ宮、蔵王、白布、温海、東根、赤倉、塩原、老神、湯田中、下呂、嬉野、原鶴、黒川、杖立、天ヶ瀬ほか	肘折、瀬見、鳴子、土湯、川治、芦原、南紀勝浦、南紀白浜、湯村、奥津、湯原、別府ほか	越後湯沢、伊東、西伊豆、城崎ほか	野沢、草津 ¹⁾ 、渋（宿泊客無料）

(注) 筆者作成。

(2) 湯巡りの開放度と管理運営主体

そこで伝統的な共同浴場・共同湯巡りで知られる代表的温泉地として、群馬県草津温泉、長野県野沢温泉と渋温泉、兵庫県城崎温泉の4カ所を挙げてみた。そして湯巡りの開放度合と共同浴場・共同湯の管理運営主体との関

係を考察してみた（表2）。

その結果、地域に根ざした歴史の古い伝統的な共同浴場・共同湯が湯巡りの対象となるほど、利用料金は無料で外部に開かれるなど、湯巡りの実施内容がより完全開放型に近づいていく傾向が見られる。

表2 湯巡り共同浴場の形成と管理運営主体、湯巡りパターン

温泉地名	湯巡り対象の共同浴場数	共同浴場形成の経過	管理運営主体形成の経過	現・管理運営主体	湯巡りのパターン
草津	全18カ所	1681(天和元)年頃 5カ所(御座ノ湯、かつけノ湯、鷺ノ湯、綿ノ湯、瀧ノ湯)ほか	天領となって湯守を置く。5カ所の共同湯は「村役」の湯として村管理=村持に	各区／草津町	無料完全開放型
野沢	全13カ所	1645(正保2)年頃 3カ所(上之湯、下之湯2カ所)存在	「惣湯を始め古湯一般分は惣村平均割」。他の共同湯は9分発起願い人負担	湯仲間／野沢組	無料完全開放型
渋	共同浴場のうち9カ所のみ湯巡り対象に	1740(元文5)年頃 2カ所(惣湯、瀧之湯)	共同湯坪は「村中」=村持(村の惣有)	横湯組・渋湯組／和合会	宿泊客に9カ所を無料開放
城崎	6カ所+市営1カ所(さとの湯)	江戸期にはすでに6カ所存在	宿屋組合主体の「湯方」管理から明治以降湯島財産区へ	湯島財産区／豊岡市	有料完全開放型

(注) 筆者作成。

(3) 日常的維持管理と管理運営主体

さらに湯巡り類型の中で、開放度がそもそも高い伝統的な共同浴場・共同湯（本項と次項では以下便宜的に共同浴場と略す）主体の温泉地にあっても、次の傾向が見られる。

すなわち財団法人や財産区といった湯元・源泉の所有者あるいは表の管理運営主体であるものとは別に、野沢温泉の「湯仲間」に代表されるように、数多い共同浴場を実際に毎日清掃したり湯を入れ換えたり、維持管理する身近な地区住民（団体）が存在し、その活動が地域共同体構成員の連帯奉仕型であるほど、共同浴場を外部の利用にも無料開放する完全開放型となっていく（表3）。

表3 代表的温泉地の湯巡り共同浴場の日常的維持管理

温泉地と浴場数	清掃や湯の入れ換えなど日常的な維持管理の状況
草津（18カ所）	草津町の区長会を構成する各地区にある共同浴場周辺の利用住民が行っている
野沢（13カ所）	各共同浴場周辺の住民で構成する「湯仲間」が行っている
渋（9カ所）	旧沓野村住民で構成する財團法人和合会に属する3地区のうち、横湯組と渋湯組が行っている
城崎（6カ所+1）	温泉権を持つ「湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例」にもとづく

（注）筆者作成。

もっとも、これは湯巡りに共同で積極的に取り組んでいる温泉地に限られる。そうでない事例については次項で述べたい。

表3のうち、野沢温泉の「湯仲間」については、共同浴場の脱衣場等に世話人以下の名前を列挙した「○○湯 湯仲間名簿」を掲げ、これらの「湯仲間によって管理運営されています」と明示している。湯仲間の歴史は江戸時代にさかのぼり、1838（天保9）年4月

の「議定證之事」では、繰り返し温泉地域共同体の「仲間」の結束と助け合いが「仲間融通」という表現と共に強調されている。

この「仲間」「融通」という用語は、同じ長野県の浅間温泉で江戸時代には共同浴場が村民共有の「融通湯」と呼ばれていたことや、後に湯仲間による「仲間湯」とも呼ばれたことと通底するものがある。

表3に挙げた代表的温泉地の中で、湯田中渋温泉郷の渋温泉の場合は、挙げなかつた湯田中温泉同様に、伝統的共同浴場の部分的開放という中間型を示している。

渋温泉は、江戸時代旧沓野村当時からの山林水利、温泉に対する惣有の歴史を継承するため明治時代に設立された財團法人和合会のもと、横湯組、渋湯組、沓野組の3地区の湯組があり、各組が地区内の共同浴場を日常的に維持管理している²⁾。そのうち沓野組のある沓野地区は非観光立脚集落で、湯巡りを実施しておらず、共同浴場も一般開放していない。横湯組、渋湯組の場合も計10カ所ある共同浴場のうち9カ所を開放して宿泊客対象に「厄除巡浴外湯めぐり」という湯巡りを入浴料金は無料で実施している。そして観光客にはその一部のみ有料開放している。

城崎温泉については川島武宜ら（1964）による『温泉権の研究』が詳しい。1895（明治28）年旧湯島村から城崎町になると、源泉や共同浴場の管理運営をはじめ温泉にかかる一切は新たに設立した湯島財産区に移った。城崎温泉では6カ所の伝統的共同浴場が長く唯一の入浴の場であり、これを破って内湯設立願いを出した一有力旅館との1925（大正14）年以来23年間に及ぶ裁判はこの歴史の重み、「温泉の総有的権利をめぐる集団規範の存在」³⁾を確認させるものであった。そして豊岡市と合併した現在、城崎温泉の伝統的共同浴場ならびに新規の市営外湯も「湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例」等にもとづき、外湯の日常的な清掃等の維持管理は財産区住民が直接行うのではなく

く、業務委託されている。外湯巡りを観光の柱とする城崎温泉では、大がかりな施設改修を含む維持管理に市の公債発行を含めて費用がかさむため、共同浴場の無料完全開放型にはなじまない。

(4) 湯巡りを実施していない事例

前項で指摘した共同浴場完全開放型への傾向は、たとえ浴場を日常的に維持管理する地域連帯奉仕型の身近な地区住民団体があつても、湯巡りに共同で積極的に取り組む温泉地の場合に限られる、と述べた。共同浴場を多く擁するが湯巡りを実施していない事例として、いずれも長野県から浅間、上諏訪、下諏訪の3温泉地を挙げたい。

表4 浅間温泉の温泉入浴施設・外湯

有料開放	非開放		計
	外湯	外湯	
2	4	11	17

(注) 筆者作成。

松本市内中心部にある浅間温泉は共同の湯巡りを実施しておらず、市営日帰り温泉施設と民間入浴施設のほかに、外湯と呼ばれる15カ所の共同浴場中4カ所だけ個別に一般有料開放している(表4)。

浅間温泉の共同浴場は温泉街を散策しても気づかないほど民家に交じってひっそりたたずみ、浴舎は小さい。伝統的には湯株所有制度を採って利用源泉の権利を明確にし、1929(昭和4)年12月には泉源地帯に温泉権を持つ8カ所の共同浴場の湯株仲間(湯組)

が結集する浅間湯坂源泉組合が設立された⁴⁾。今日でも周辺住民主体の湯仲間が入浴利用及び維持管理を行っている。

その意味で典型的な温泉地域共同体の地域連帯奉仕型共同浴場だが、浅間温泉が市街地の観光温泉地で大型温泉宿が多いことから、湯巡りに共同で取り組むモチベーションに乏しい。そこで共同浴場はあくまで地域生活密着の浴場として仲間以外への非開放を維持し、棲み分けをはかっていると考えられる。

次に、諏訪湖畔沿いに諏訪市内一帯に広がる上諏訪温泉も、温泉地の特性は浅間温泉と共通したところがある。温泉宿を含めて日帰り入浴できる温泉施設は多く、共同の湯巡りには取り組んでいない。その一方、共同浴場は全国で別府温泉郷に次ぐ数の多さで、約80カ所を数えるが、ほとんどがそれぞれの共同浴場を支える温泉組合員や地元住民以外には開放していない(表5)。

上諏訪温泉は隣接する下諏訪温泉と共にともと豊かな泉源地帯である。それが諏訪湖畔の間欠泉の自然噴出停止に象徴されたよう相次ぐ掘削開発による湧出量低下、資源枯渇傾向が見られたことから、数多かった泉源(源泉)を諏訪市が1980(昭和55)年に11カ所の主力源泉に統合して集中管理を実施し、市管理源泉による安定供給配湯を行えるようになった。市営等公共日帰り温泉施設の多さも地域密着型の共同浴場の多さも、それに依るところ大である。

続いて下諏訪町の下諏訪温泉も、湯巡りを共同では行っていないが、町内に点在する現

表5 上諏訪温泉の温泉入浴施設・共同浴場

市営/公共 温泉施設	開放(有料) 民間温泉施設/共同浴場	非開放(温泉組合員・住民のみ)			計
		市管理源泉配湯 による共同浴場	自家源泉等 の共同浴場	その他	
8	8(民間3+共同浴場5)	52	18	2	88

(注) 2007年4月諏訪市役所調べほか。

在10カ所の共同浴場は立ち寄り入浴先として以前から観光客にも人気が高い。

共同浴場の管理運営主体は温泉権を引き継ぐ下諏訪財産区である。そのもとで地域住民が出資した（生活）協同組合等が日常的な維持管理を行っているという、地域密着型の共同浴場である。しかし地域住民の高齢化など利用者減から維持管理は大変で、廃止された共同浴場もある。入浴料220円均一で一般にすべて有料開放しているのは、存続のためにも必要である。その意味では共同浴場の完全開放型の一つのありようともいえる。

3 <共同湯>とは何か

(1) 江戸時代の浴槽、浴場の呼称

共同浴場、共同湯の現状の一端を湯巡りを通じてかいま見てきた。それでは共同浴場、共同湯という用語は一体いつ頃から使われるようになったのか。入浴利用のため一般に開かれた浴場・湯室にかかる言葉を検証していきたい。

まず浴場の核となる浴槽・湯槽・湯船については再確認となるが、江戸時代には検地帳や郷村帳、村方が提出する「覚（おぼえ）」など公文書、「一札（之）事」など村の内部文書も一般に「湯坪」と記した。公文書例としては、長野県湯田中温泉⁵⁾、渋温泉⁶⁾、野沢温泉⁷⁾、神奈川県湯河原温泉⁸⁾、箱根七湯⁹⁾、鳥取県三朝温泉¹⁰⁾など。村文書の一例としては長野県山田温泉¹¹⁾が挙げられる。

江戸時代の地誌、紀行文も多く「湯坪（壺）」と記す。石川県山代温泉の例は前に本誌拙稿で紹介した¹²⁾。1788（天明8）年に幕府巡察使一行に同行して東北・蝦夷地方を巡った古川古松軒著『東遊雑記』も、山形県上山温泉、湯田川温泉、温海温泉に関してそう記す。西国の温泉地も、兵庫県の有馬温泉、城崎温泉、鹿児島県の霧島硫黄谷、湯之元温泉など同様である¹³⁾。

なお、泉源が豊富に存在した福島県いわき湯本温泉では利用泉源を「湯釜」「湯坪」と

も呼びならわしていたようだ¹⁴⁾。湯坪という言葉は明治以降も裁判記録に登場する。

そして本体の、共同利用される浴場だが、一般に泉源が複数で浴場数が多い温泉地ほど「薬師の湯」「鹿の湯」「疝氣湯」といった鑑験感謝や開湯由来、湯の性状や効能等から固有の名称も付いていた場合が多い¹⁵⁾。こうした固有名称とは別に共同利用の浴場一般をどう呼んでいたのか、という点である。

一例として歴史が古く、1カ所の主泉源の場に宿泊者もすべて共同利用する浴場を長く保ってきた点で共通する有馬温泉、石川県山中温泉、愛媛県道後温泉を挙げる。

有馬温泉は浴場を間板で仕切り、周辺の宿十坊ずつ二分して利用させていたため、浴場は単に「一之湯」「二之湯」と呼び慣わしてきた。道後温泉も泉源浴場を江戸時代に改築して入浴者の身分性別で三つに分け、一之湯、二之湯、三之湯と呼ぶようになった。

一方、山中温泉は浴場を「湯ざや」とも呼んだ¹⁶⁾。1808（文化5）年の火事の際「湯ざや残る」¹⁷⁾とある。山中村を仕切る湯本百姓が中心になって山中温泉を湯座的に共同管理していたから、「湯ざや」は「湯座屋」のことだろう。同じく石川県の栗津温泉も、1634（寛永11）年6月付「定（湯元心得）」では唯一の共同利用の浴場を「惣湯」のほかに「湯ざ屋」とも呼んでいる¹⁸⁾。

また、有馬温泉のように共同利用の浴場が単に「元湯」と呼ばれる例も、東日本、西日本を問わず多い。この呼称は一般に温泉地で最初に開かれるのは共同利用の浴場であるという開湯の順序から導かれる。

このように浴場は、成立の早さや利用状態からも呼称を生じた。しかし最も重要なのは、それぞれの温泉地を支える地域共同体が構成員（住民）や外部から訪れる人が共同利用できるためにつくった浴場の共同体での位置づけ、存立構造にかかる呼び方、用語である。というのは有馬のような呼称からは、有馬温泉という町方の温泉場における浴場の位

置づけは見えてこないからである。

すなわち存立構造にかかわる呼称としては、共同利用の浴場は「惣湯」と呼ばれたり、「村湯」（湯河原温泉）とも呼ばれた。また、複数ある温泉地では代表が「大湯」とも呼ばれた。草津温泉の浴場は、村持と同義の「村役」の湯とみなされた上で、由来や性状、効能にもとづく固有名称で呼ばれた。これら重要な呼称を支える存立構造については本学会誌拙稿で温泉地毎にいくつか検証してきたが、本稿では次節で再整理を試みたい。

(2) 共同浴場、共同湯の用語はいつから

こうしてみると明治以前に共同利用の浴場が共同浴場、共同湯と呼ばれるることはなかった。そもそも「共（協）同」という言葉自体、明治以降導入された近代法の共同、共同所有概念にかかわっている。「共同…」という呼び方が現れるのはそれ以降である。

江戸以前から長く共同利用で温泉場唯一の入浴場「惣湯」を維持してきた中山温泉は、1876（明治9）年に泉源地である鉱泉地所とそこに建つ浴場の権利一切を山村（後に町）有とした。浴場の周りで宿を営み、浴場管理を委ねられていた宿営業者らによる1894（明治27）年8月15日付規約書では、「村民は浴客と共に自由に入浴することを得る」とした唯一の共同入浴の場「総湯」（「菊の湯」の名称が付けられていた）を「浴場」とのみ記す。なお、後に内湯紛争が生じた際の1930（昭和5）年10月30日付裁判所仮処分決定ではこれを「共浴場」と記している。

次に、湯田中温泉の明治以降の史料では、単に「浴場」ないし「共同ノ浴槽」と記す。なお、湯田中区と穂波村の境界線から湧出する上川原瀧の湯についての大正時代と推定される協議認定事項書面には、「共同入浴権あることを相互に承諾」¹⁹⁾と記し、中山温泉同様に慣行にもとづく共同入浴権という概念が示されている。

青森県大鰐温泉では、明治時代に6カ所を数えた共同利用の浴場を「共同温泉」と呼ん

でいる²⁰⁾。1900（明治33）年刊の飯島寅次郎著『信州別所温泉誌』では、「温泉宿は三十戸余あり柏屋…には内湯あり。其外の共同浴槽には誰人にも入浴すること随意なり」として、内湯と区別して「共同浴槽」と記している。

その中で明治時代に「共同浴場」の使用例を一つ見いだし得た。紀行作家・大町桂月による1910（明治43）年作『城崎温泉の七日』で、「有馬や、道後や、中山や、城崎や、みなただ総湯ありて、内湯は無し。即ち宿屋には浴湯が無くして、共同浴場が別にある也」²¹⁾と記すのは的確な観察眼である。

大正時代に入っても呼び方は様々である。1918（大正7）年出版の田山花袋著『温泉めぐり』は全国主要温泉地を網羅するが、共同利用の浴場について唯一言及した有馬温泉で、「共同浴槽」と記す²²⁾。芥川龍之介が1925（大正14）年4月に書いた『温泉だより』では、修善寺温泉の独鉢の湯を「共同風呂」と表現している。

しかし共同浴場という用語の頻度は高まっていくようだ。先の大鰐温泉も大正時代の資料には「共同浴場」と記す。1920（大正9）年初版で戦前のロングセラー、鉄道省編『温泉案内』の初版は見ていないが、1931（昭和6）年版では「共同浴場」という言葉がたびたび使われている。

昭和に入って、城崎温泉にかかわる1938（昭和13）年の判決文²³⁾には「共同浴場」という言葉が記される。戦前のその他公文書等同様に、共浴場と共同浴場という言葉が同義で使われていく流れは、以降の温泉権や温泉全般の研究分野にも反映している。

温泉権研究の草分け、杉山直次郎の戦前の論述を編集収録した『温泉権概論』²⁴⁾を見るかぎり本文には共同利用の浴場に関する言及、用語は見られなかった。温泉医学の西川義方は「共同浴場」という言葉を使っている。川島武宜は前出『温泉権の研究』で、「共浴場」と「共同浴場」を同義で併用した。

一方、共同湯という言葉は戦前には見いだしづらい。作家の有島武郎が1920（大正9）年に書いた『信濃日記』に長野県上山田温泉について「共同湯」という言葉を使っていたのは希有な早い例ではないか²⁵⁾。

要約すると、「総（惣）湯」といった前から継承された呼び方を別にすれば、共同利用の浴場を意味する用語としては、とくに大正以降共同浴場（共浴場）という言葉が中心に使われるようになったと思われる。一方、共同湯という言葉は大正時代の使用例もあったが、戦後とくに高度成長期以降に使用が目立つようになる²⁶⁾。

（3）共同浴場概念の拡散

こうして主に使われてきた共同浴場という用語を規定する概念が、現実を前に揺らいでいる。本来それは、温泉を育んだ地域共同体が共同して利用し合う浴場という言葉だっ

た。共同利用には、泉源（湯元）と源泉の総（惣）有あるいは共同支配・管理という重要な別の要素も含まれていたのである。

ところが温泉消費マーケットの拡大多様化につれて、“共同利用の浴場”という意味を一般の人が共に利用できる温泉浴場という風に理解すれば、じつに幅広い温泉施設が含まれていく。公共・民間経営を問わず日帰り温泉施設や温泉銭湯然りである。公衆浴場法と温泉法の両方にかかる役所用語「温泉利用の公衆浴場」と共同浴場はほぼ同じとみられてもおかしくないであろう。

例を挙げれば、大阪府八尾市、堺市、奈良市、和歌山市など「○○市共同浴場条例」を持つ自治体は少なくない。これは地域住民福祉のため市が管理する銭湯に関する条例の名称である。ここには惣湯や大湯といった歴史的な共同浴場概念を継承する意味合いはまつ

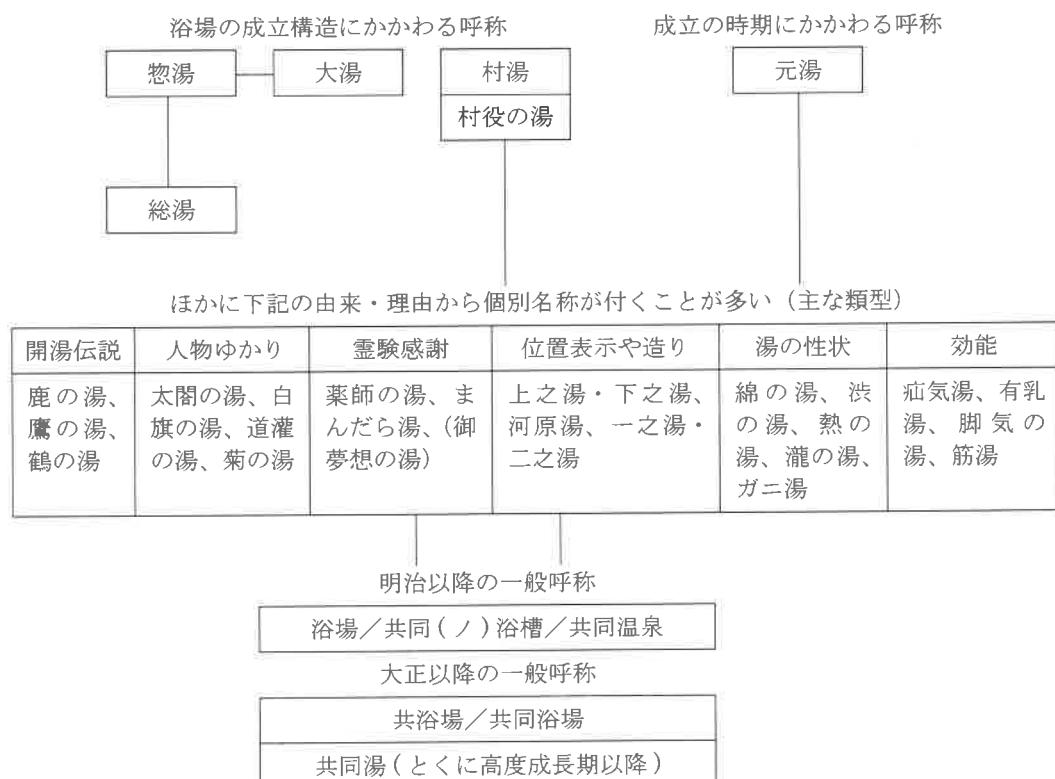


図1 共同利用の入浴場の名（呼）称の構造と変遷

(注) 筆者作成。

たく失せている。

これでは本来の用語概念が拡散したことになり、一方で本来の用語概念に相当する共同利用の浴場も保たれている事実との乖離、用語使用の際の違和感が生じている。筆者自身、便宜的に最初は2つの用語を同義並列させ、途中から共同浴場という言葉のみを用いたが、用語と対象のギャップを感じざるを得なかった。もはや共同浴場という言葉だけで対象をくくったり、規定することはあいまいさを助長しかねない。

ではギャップをどう埋めるか。それには明治以降いわば後発の用語と思われ、共同浴場と同義反復的ながら微妙な使い方や込める意味の差異を漂わせる共同湯という言葉を位置づけ直すことも一案だと考える。

(4) <共同湯>という言葉の再定義

共同湯という言葉がどのように生じ、使われ始めたか定かではない。しかし現在の使用例から位置づけは可能だ。共同湯という言葉には、共同管理・利用の浴場本来の姿への原点回帰志向が読みとれるからである。

すなわち共同浴場という言葉で網羅される対象が広くなりすぎたため、共同湯という言葉に別のニュアンスや意味を持たせるようになった。それによって伝統的な共同管理・利用の浴場へ思いをはせ、存在意義を認めるようになっている²⁷⁾。

もう一つ、共同湯という言葉には、温泉の「共同」という基本概念への共感に加えて、昨今の浴場一般への失望から生じた「湯」へのこだわりのまなざし、新たな期待も込められていそうだ。湯（源泉）を共同で支配管理し、大切に扱ってきた共同利用本来の浴場への渴望が感じられるのである。

したがって共同利用の浴場本来のあり方をとらえ返し、再評価するにも、拡散した共同浴場概念と区別する新たな意味を<共同湯>という言葉に持たせて、再定義を試みる価値はある。そのとき参考になるのが、従来の温泉権研究で川島武宜によって一定整理された

「共浴場ないし共同浴場」概念である。また、それもふまえての、共同利用浴場の存立構造の歴史的整理が必要と考える。

前者に関して、川島武宜は「共浴場は、もともと当該村落住民の共同入浴権の慣行につながるもの」²⁸⁾と考えた。その上で1950～60年代の時点で各地の実情は大きく変貌し、「地元地域社会の住民の温泉に対する共同支配ないし利用」は「急速に解体する」と指摘。そして「各温泉地の歴史的沿革やその温泉地のおかれている経済的・社会的諸条件によって、相当ことなっている」共浴場の運営と利用方法に着目し、管理運営主体を4つの類型（i 会社形態 ii 組合の形態 iii 地方公共団体の管理 iv 部落の管理）に整理し、「現実には各種の混合形態が広汎に存在する」と述べている。ただし、川島の4類型からは渋温泉の和合会、湯田中温泉の共益会、野沢温泉の野沢会²⁹⁾といった財団法人（民法の公益法人）の形態をとるものは抜けていた。

そこで本来の共同管理・利用にもとづく浴場を<共同湯>という言葉で呼ぶとすれば、拡散した共同浴場一般と区別して用語概念を規定する条件、要素は三つ挙げられよう。

① 存立構造

② 管理運営（と日常の維持管理）主体

③ 利用形態

以上をふまえて再定義された<共同湯>名称にふさわしい対象は以下のとおりである。

1 いわゆる旧慣上の温泉権に基づく歴史的な共同浴場

2 歴史は浅くても、地域に根ざして泉源・源泉を共同支配（所有・管理）している管理運営主体を持つ共同浴場

3 形式（名義）は自治体（公）営でも、日常の維持管理など実態は地域住民・団体（地域温泉組合など）に委ねられた共同浴場

(5) 共同湯の管理運営主体の事例

実際に今日前記3つに挙げたような歴史背景、管理運営主体ないし維持管理実態を伴う共同湯はどういうものか、東北地方の温泉地

から事例をいくつか挙げたい（表6）。

その一つ、青森県下北半島東海岸に位置する風間浦村の下風呂温泉は大湯、新湯の2つ共同湯がある。室町時代の開湯伝承と共に温泉名にアイヌ語起源説があり、江戸時代すでに2つの共同湯が存在した。山側の崖下から今も自然湧出する2ヵ所の湯元にそれぞれ共同湯が造られ、各共同湯から海岸までの坂道に宿が並ぶ伝統的な温泉場景観を保つ。

管理運営主体は、漁港でもある下風呂地区住民で構成される下風呂財産区。大湯、新湯の2ヵ所の泉源と各源泉を利用する浴舎の維持管理、宿への配湯まで一切を委ねられている。財産区の組織運営は委員会が担う。村における温泉の重要性から村長が加わるが、下風呂地区選出村委会議員や部落会が中心となり、あくまで地元主体である。泉源から浴舎まで一貫して共有に基づく支配管理を継承している現状とその歴史から、下風呂温泉の共同湯は旧慣上の温泉権に基づく事例といえ

る。

次に、旅館街の統一景観で人気が高い山形県尾花沢市銀山温泉にはしろがね湯、大湯、上湯の3つ共同湯がある。

4本の源泉を所有、集中管理して各旅館と共同湯に配湯しているのは銀山温泉協同組合。近年新築されて一般有料開放しているしろがね湯の管理運営主体でもある。一方、無人の大湯と上湯の管理運営主体は銀山温泉地区組合で、地元自治会にあたる。大湯は宿泊客は無料。料金箱に入浴料金200円を納めて誰でも利用できる。上湯のほうは地元組合員のみで一般開放していない。

共同湯の中には、泉源・源泉や浴舎の維持管理がこれまで担ってきた地元だけでは厳しくなって、自治体に移管したり、第3セクターや株式会社組織にする例が少なくない。

宮城県白石市遠刈田温泉は江戸時代すでに地元有志共有による浴舎があった。それが個人へ売却、村が買い戻して村営化と転変後、

表6 共同湯の管理運営主体とその構成、利用形態の事例

温泉地（県）と共同湯数	管理運営主体	組織構成／維持管理	利用形態
下風呂（青森） 2（大湯、新湯）	下風呂財産区	財産区委員会（風間浦村村長、下風呂地区選出村委会議員4名、下風呂部落会正副会長）	一般有料開放
温湯（青森） 1（温湯温泉浴場）	温湯町会（法人）	2000（平成12）年に法人化。泉源は町会に集約	"
岩手湯本（岩手） 1（丑の湯）	西和賀産業公社（第3セクター）	公社が維持管理	"
銀山（山形） 3（しろがね湯、大湯、上湯）	銀山温泉協同組合1 ／銀山温泉地区組合2	源泉を所有、配湯する協同組合がしろがね湯を管理。大湯と上湯は温泉地区組合管理	一般有料開放／非開放
羽根沢（山形） 1（羽根沢共同浴場）	羽根沢温泉組合（湯株権を持つ集落区民による）	羽根沢集落区民が共同湯を維持管理（施設は地区集会所を兼ねる）	一般開放（宿泊客無料）
遠刈田（宮城） 2（寿の湯、神の湯）	遠刈田温泉株式会社	共同湯の維持管理のため株式会社化	一般有料開放
飯坂（福島） 9（鯖湖湯、疝氣湯他）	財産区8／福島市1（鯖湖湯）	8ヵ所は財産区が管理。鯖湖湯だけは市営	"

(注) 筆者作成。

1943（昭和18）年に地元の要望で共同湯の維持管理のため遠刈田温泉株式会社を設立した。そのもとに共同湯が現在2つある。

天王寺・穴原温泉地区を含めて現在9ヵ所（波来湯は2010年新装予定）の共同湯を有する福島市飯坂温泉は、飯坂温泉財産区が8ヵ所を管理運営して一般有料開放し、観光の目玉で由緒ある鯵湖湯のみ市営となる。同財産区は、1964（昭和39）年に地元飯坂町が福島市と合併する際、町所有となっていた山林・温泉等を管理するため設立された。しかし配湯先旅館や共同湯利用者の減少で財政状況が厳しくなり、一部の廃止や共同湯の半数を市に移管するといった話が絶えない。

共同湯はまた、管理運営主体（所有名義）と実際に日常的に維持管理する者が異なる場合が多い。控えめにみて90ヵ所以上と全国最大の共同湯を擁する別府温泉郷は事例豊富だ。本稿では紹介にとどめるが、形態としては有料市営・無料市営、市有で維持管理を地区住民に委ねた市有区営、管理運営主体も日常の維持管理も地元が担う区有区営、個別の温泉組合や婦人会が管理運営する共同湯などが挙げられる。

4 共同湯の存立構造

（1）惣湯に見る基本的な存立構造

＜共同湯＞概念を規定する三要素のうち、管理運営（と日常の維持管理）主体と利用形態にふれた。残る存立構造は、共同湯がどの

ようく生み出されたかを理解するかぎとなる。

共同湯の存立構造の基本的なありようは、惣湯の形成過程からうかがえる。それは川島武宜が述べた「共同浴場を持つ総有的権利」が温泉地＝温泉地域共同体において歴史的にどのように形成されたかを物語る³⁰⁾。山中、野沢と渋温泉、箱根七湯（箱根温泉郷）の代表事例を通じて要約的に見よう（表8）。

山中温泉をはじめ加賀国の温泉地（山代、栗津、湯涌、和倉）はすべて惣湯と呼ばれた共同湯を中心に形成された。管理運営主体が自治体営に移った明治以降も、主たる共同湯を「総湯」と呼ぶ習わしが石川県では今も続く。惣湯は、泉源と主たる利用の場の共同湯坪を惣村的な結びつきが強い地域共同体が惣有、惣有財産としたことから生まれた。

川島は、「総有」村落住民の中の少数の者が「総有財産」の管理と利用においても事实上独占することが少なくないと述べている。山中温泉では、惣村自治を仕切った長百姓（巷老＝トヨリ）らが戦国末の武装解除後、幕藩体制下でも肝煎（きもいり）等村方三役を務めたり、惣湯の周りに「湯持」³¹⁾宿屋を営み、惣湯の管理運営（浴舎の修繕改築は藩費でまかなう）を担って湯税（湯銭＝湯役）を負担し、輪番で湯番頭を務めるなど湯本百姓として温泉場である山村の中心となつた。

とはいえ惣湯の惣湯たる所以、換骨奪胎さ

表7 惣湯形成からみた共同湯の存立構造

温泉地名	成立の時期	惣湯の存立構造	共同湯の現状	現在の管理運営主体
山中	室町時代頃か	惣有（湯本百姓が運営の中心）	総湯（菊の湯）2（男湯／女湯）	山中温泉共同浴場条例に基づく加賀市の指定管理者
野沢	室町～戦国時代か	惣村平均割による惣村持	惣（総）湯→大湯 共同湯 13ヵ所	野沢組。日常の維持管理は各共同湯の湯仲間が行う
箱根温泉郷（七湯）	室町頃～江戸時代	村持、湯戸持	総湯はなく、共同湯 4ヵ所	生協（湯本）、区営（宮ノ下）、温泉組合（大平台）

（注）筆者作成。

れたが惣村以来の村落自治の建前は保たれていた。長百姓らが納めたにせよ、たとえば慶長年間に藩主前田利長が度々出した湯銭受取証の宛先はあくまで「山中百姓中」である。そして温泉は共同利用の対象として、惣湯は村民に開放されていた。この存立構造があつたからこそ、明治以降惣湯や温泉の権利一切都是山中村有とした上で、共同湯の管理運営は宿屋が組織する山中鉱泉営業組合に委ねる形を総湯が町営となる1930（昭和5）年までとったのである。

次に、野沢温泉と同じく惣湯があつた渋、安代など湯田中渋温泉郷がある長野県北信地方も、惣的結びつきが強い村落自治共同体が近世郷村制下で維持されていた。野沢温泉では惣湯（現・大湯）をはじめ草創期形成の3カ所の共同湯（「惣湯を始め古湯一般」³²⁾）は、温泉運上金を全村民が共同負担する「惣村平均割」の対象となつた。

存立構造としては3つとも「惣村持」の惣湯だったのである。一方、江戸後期に各地区の要望で開かれた共同湯は運上金の9割を地元発起願い人らが負担した。同じ野沢の共同湯でも存立構造には違いが見られたのである。

こうした本来の「惣村持」の存立構造を継承するのが野沢組と湯仲間である。野沢組規約第11条には「組の資産は、組の構成員全員の総有とする」、同第12条には「組の資産の管理は、惣代が行う」と明記する。野沢温泉の共同湯には惣有が今も息づいている。

続いて箱根温泉郷の中核となる「箱根七湯」にも江戸から明治時代まで惣（総）湯が存在した。箱根の惣湯の存立構造は、「村持」（村の惣有）か、温泉集落の惣有ではあるが実際には温泉場の核となって宿稼業をする湯戸共有的「湯戸持」が見られた。前者は底倉村の底倉、宮ノ下温泉や、「村内に湧出する温泉はすべて共有」との不文律があった芦之湯温泉が典型的で、後者は湯宿主体の塔之沢温泉や箱根湯本に代表されよう³³⁾。

5 むすび

以上見てきたように共同利用の浴場の中で用語を再定義した共同湯は、温泉地＝温泉地域共同体のありよう、存在価値を象徴的に示すものとなる。そこから共同湯の再評価、活用の意義を三つ提起しておきたい。

- (1) 温泉地の活性化への直接効果
- (2) 温泉資源の保護と持続的活用へ向け、温泉地域共同体としての共同規範、＜共同性＞の再確立
- (3) くつろぎ・安らぎ・癒しの場たる温泉地のトータルな＜場の力＞の復権

第一点は、冒頭の湯巡りで見たように温泉街散策巡回への契機となるなど、共同湯が活性化へもたらす直接の経済的効果である。

第二点は、温泉資源枯渇への危機感のもと持続可能な活用が模索される今日、見直されるべきである。共同湯の存立構造や利用形態に見るとおり、温泉地域共同体には本来、温泉資源は共同利用の対象であるという惣有以来の共同（体）規範があつた。その共同性は共同湯の存在になお息づいている。温泉資源の持続的かつ国民資源的な活用は共同規範の再確立抜きには語れないであろう。

第三に、温泉地は今日の社会生活構がもたらすひずみや圧迫感から人が解放され、癒される場として再評価すべきだ。それには温泉地の歴史文化、もてなし力などトータルな＜場の力＞を地域共同で総合的に發揮する必要がある。そのとき共同湯は地域共同の証、シンボルとなるであろう。

注・参考文献

- 1) 草津温泉では共同浴場・共同湯主体の自由な湯巡りと別に、「薬師講と内湯開き」の名称で温泉宿主体の湯巡りが実施されている。
- 2) 財団法人和合会編（1991）：『和合会の歴史資料編』参照。
- 3) 川島武宜他編（1964）：『温泉権の研究』385頁。
- 4) 本郷村誌編纂会（1983）：『本郷村誌』1285-1289頁。
- 5) 1762（宝暦12）年12月湯田中村本郷午橋地本・新田水帳。山ノ内町共益会（2000）：『湯田

- 中温泉史料集『温泉編』6頁。
- 6) 1762(宝暦12)年12月湯田中村沓野分午検地本田水帳。和合会編(1991):『和合会の歴史』温泉権史資料編5~6頁。
 - 7) 1771(明和8)年8月「覚(おぼえ)」。石川理夫(2007):「共同湯の原点『惣湯』としての長野県野沢・渋温泉『大湯』の成立」温泉地域研究、第9号、14、20頁。
 - 8) 1672(寛文12)年8月宮上村明細帳。石川(2008):「歴史的『惣湯』の考察-神奈川県湯河原温泉と福島県東山温泉」温泉地域研究、第11号、3頁。
 - 9) 1686(貞享3)年御引渡目録中の「御領分出温泉之事」。前掲8)33頁。
 - 10) 烏取県三朝町編(1983):『三朝温泉誌』16~17頁。
 - 11) 1801(享和元)年6月「引湯場割地絵図」(梨本修造家文書)。
 - 12) 『今江組巨細掌記』1781(天明元)年6月「山代村温泉之様子」より。
 - 13) 有馬は1672(寛文12)年平子政長『有馬私雨』、城崎は1733(享保18)年河合章堯『湯島温泉記』より。霧島硫黄谷温泉や湯之元温泉は江戸天保年間に商人・高木善助が著した『薩陽往返記事』に依る。
 - 14) 常磐湯本温泉史料編纂会(1979):『常磐湯本温泉史』7頁。
 - 15) 石川理夫(2003):「共同湯における『総湯』の歴史的考察」温泉地域研究、創刊号、13頁。
 - 16) 『加賀市史通史』上巻890頁。
 - 17) 石川県図書館協会編(1937):『大聖寺藩史談』19頁。
 - 18) 高橋栄吉(1933):『石川県に於ける温泉の研究』(名古屋控訴院司法資料第9号)159~161頁。
 - 19) 財団法人共益会編(2000):『湯田中温泉史料集(温泉編)』215頁。
 - 20) 『大鰐町史』(1991)下巻659、685、703頁。
 - 21) 池内紀・種村季弘編(1988):『温泉百話 西の旅』収録234頁。
 - 22) 田山花袋(1918):『温泉めぐり』復刻版(『日本温泉めぐり』ランティエ叢書)160頁。
 - 23) 1938(昭和13)年2月7日付「温泉専用権確認等請求事件」神戸地裁豊岡支部判決。
 - 24) 北條浩他編・杉山直次郎著(2005):『温泉権概論』。なお、編者がこれまでの論稿を収めた北條浩(2000):『温泉の法社会学』には、「共同浴場(総有温泉)」という表現と並び、共同湯という言葉が登場する。
 - 25) 前掲21)収録388頁。
 - 26) 1963(昭和38)年刊『別府温泉史』は共同浴場という言葉以外に1カ所共同湯を使用。
 - 27) 一例でインターネットの「お勧め共同湯」という項目は「共同湯の良さを測るポイント」として、「1浴舎自体のシバさ(古さ・ちっちゃさ・歴史の深さ他) 4湯船以外に余計な設備が最小限 17生活密着型温泉である」ことなど20条件を列挙する。
 - 28) 以下引用は前掲3)486~487頁。
 - 29) 野沢組は惣有財産を財団法人野沢会に委ねた財政的基盤の上に立つ、伝統的な地縁自治組織である。
 - 30) 石川(2006):「石川県山中温泉『総湯』の成立過程と<総有>の歴史的考察」『温泉地域研究』第6号。川島の記述は前掲3)と『川島武宜著作集』第9巻「温泉権I」による。
 - 31) 惣湯の周りに宿屋を営んで宿泊客に惣湯を利用させる権利。代わりに湯税を分担した。
 - 32) 1854(嘉永7)年「規定一札之事」による。
 - 33) 石川理夫(2008):「『箱根七湯』における歴史的『惣湯』について」温泉地域研究、第10号、36~37頁。

雲仙地獄の観光資源性

Characteristics as the Tourist Resources of Unzen Jigoku Fumalore

池 永 正 人 *

Masahito IKENAGA

キーワード：雲仙地獄 (Unzen Jigoku fumalore)・観光資源 (tourist resources)・認知度 (recognizability rating)・島原半島 (Shimabara Peninsula)

1 はじめに

(1) 研究の背景

全国の観光地では国内外から多くの観光客を誘致するために、多様な客層に応じた新たなイベントの開催、観光施設の整備、宿泊施設の改良、顧客の満足度を高める質の高いサービスの提供が要求されるようになった。換言すれば、観光客に評価されない観光地は生き残れないといった本物志向の時代になったといえる。また、農林水産業物や工業製品などの地方の特産品は、土産品としての販売にとどまらず、観光客が製品づくりを体験することで商品の付加価値を高め、あわせて地域の人々の暮らしや文化の理解につながっている。地域固有の自然や産業を活かしたグリーンツーリズム、漁業体験、エコツーリズム、路地裏散歩などの体験型観光は、これに該当する新しい観光の方向を示している。この新たな観光によって都市住民と農山漁村の地域住民との交流を促し、地域住民に自信と誇りを醸成する効果が期待でき、地域の活性化の原動力になる。観光が地域振興に果たす役割は、まさにこのことを意味するものである¹⁾。地域の多様な自然や人間の創造物である町並み・農地・歴史的建造物などの景観は、国民生活の質的向上にともなって、地域の観光資源として国民に広く認識されるようになった。

長崎県は温暖な気候、多数の島嶼、複雑に

入り組んだ海岸線、活火山と豊富な温泉を有し、加えてキリスト教文化や和華蘭の文化が融合する全国的にも極めて特異な地域である。国道や主要地方道など幹線道路の沿道には、美しい風景や地域の歴史・文化を知る上で貴重な名所・旧跡・伝統行事・食文化など観光資源になりうるもののが多数分布している。

長崎県島原半島の標高 700m に位置する雲仙地獄は、雲仙温泉の源泉であるとともに、雲仙天草国立公園の中核をなす観光資源でもある。温泉街に隣接する雲仙地獄は、風致や景観を守るために国立公園の特別地域にあたり、機能性に優れた遊歩道の整備によって、訪れる観光客を魅了している。

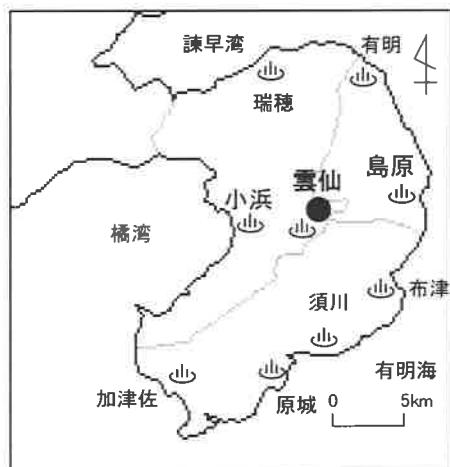


図1 島原半島の温泉分布 (2008年)
(注) 筆者作成。

* 長崎国際大学人間社会学部 (Nagasaki International University)

(2) 研究の目的と方法

本稿は、温泉資源である雲仙地獄について、観光資源としての多様性を明らかにすることを目的とする。この目的を達成するために、まず雲仙地獄のある島原半島の観光特性を統計資料により分析し、次に観光客と地域住民に対する雲仙地獄の認知度をアンケート調査により明確にする。さらには雲仙地獄の景観を観察により評価する。

2 島原半島の観光特性

(1) 豊富な観光資源

島原半島は、①活火山の平成新山、湯けむり立ちのぼる小浜温泉や雲仙温泉、迫力ある雲仙地獄、ミヤマキリシマの咲く初夏の新緑、秋の紅葉、冬の霧氷と、四季折々に美しい景

観を呈する雲仙岳や雲仙地獄周辺など、火山・温泉・自然景観が観光客を魅了している。また、②江戸時代の武士の生活空間を垣間見る武家屋敷跡、キリストン殉教の歴史を想起させる原城跡や雲仙地獄などの歴史的町並み・史跡、さらには、③火山とその災害のメカニズムを学べる雲仙岳災害記念館や雲仙お山の情報館、火山災害の負の遺産である土石流被災家屋保存公園など、地域色豊かな多種多様な観光資源を有している。

(2) 観光客の特性

長崎県の観光客数は2,939万人(2007年)である。これを地域別にみると、佐世保・東彼(佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町)が828万人(28.2%)で最も多く、次が島原半島(島原市、雲仙市、南島原市)の591

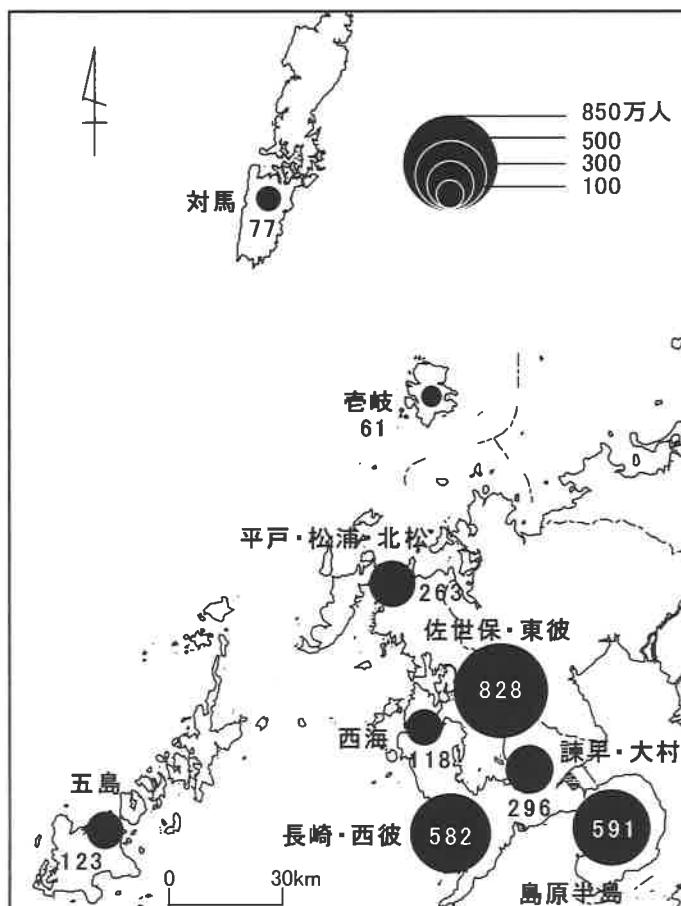


図2 長崎県の地域別観光客数(2007年)
(注)『平成19年長崎県観光統計』により筆者作成。

万人（20.1%）、第3位が長崎・西彼杵（長崎市、長与町、時津町）の582万人（19.8%）となっている。これら3地域で県全体の68%を占め、長崎県における「観光三角地域」を形成している。その三角地域の中心に立地するのが長崎県の玄関、長崎空港（大村市）である（図2、3）。

観光客数の最近10年間（1998～2007年）の推移をみると、観光三角地域は減少が著しいが、諫早・大村、平戸・松浦・北松、五島、対馬の地域では漸増傾向にある。特に対馬の増加が著しい。これは韓国人観光客の急増によるものである。

島原半島の出発地別観光客数の内訳は、県

外客50%、県内客38%、地元客12%である。外国人観光客は5万人であり、そのうち76%が韓国人宿泊客である。また、観光客は日帰り客が多く、宿泊率は31%で県平均38%を下回り、宿泊施設の稼働率も県平均35%よりも低い27%である。とりわけ半島南部の南島原市が12%の低い稼働率を示している。これは、著名な温泉地や観光施設が無いことが主な要因と考えられる。ちなみに、雲仙・小浜の両温泉地の宿泊客数は、雲仙普賢岳の噴火（1991年）により激減し、その後回復したものの、1995年を境に再び減少して2007年は68万人であった（図4）。

島原半島の自然・歴史・文化を活かした主

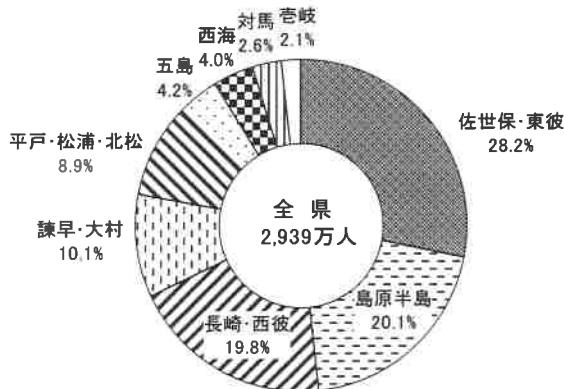


図3 地域別観光客数構成（2007年）
(注)『平成19年長崎県観光統計』により筆者作成。

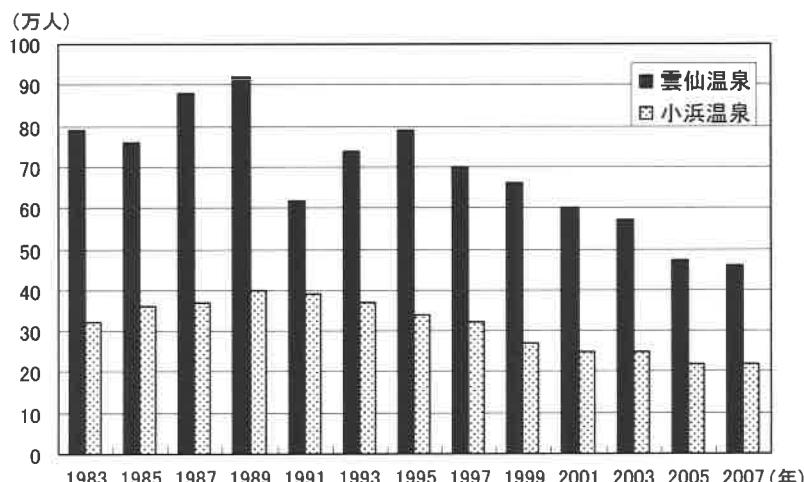


図4 雲仙温泉・小浜温泉の宿泊客数の推移(1983~2007年)
(注)雲仙市観光統計により筆者作成。

な施設の観光客数は、島原城 22 万人、雲仙岳災害記念館 16 万人である。いずれの観光客数も減少傾向にある。両観光施設の月別観光客数は、おおむね春と秋の行楽シーズンに多くなっている²⁾。

3 雲仙地獄観光の成り立ち

(1) 雲仙岳の構成と噴火

島原半島を形成する雲仙岳は、「三峰五岳の雲仙岳」と呼ばれ、普賢岳・国見岳・妙見岳の三峰、野岳・九千部岳・矢岳・高岩山・絹笠山の五岳からなる山体の総称である。雲仙岳は、古期火山体（20～50 万年前）と新期火山体（10 万年前～現在）から構成されており、普賢岳・国見岳・妙見岳・野岳・矢岳・絹笠山などは後者の火山体に属する³⁾。

このうち普賢岳（標高 1359m）は有史以来 3 回の大噴火を引き起こし、江戸時代の 1792（寛政 4）年の大噴火は「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。この大噴火は有明海を挟んだ対岸の熊本に津波災害を発生させ、犠牲者 15,000 人の大惨事をまねいた。1990（平成 2）年 11 月 17 日に 198 年ぶりに噴火活動を開始した普賢岳は、翌年の 5 月 24 日に最初の火碎流が発生し、6 月 3 日には成長した溶岩ドームの崩壊によって、大規模な火碎流が黒煙を上げながら有明海に注ぐ水無川に沿って流下した。島原半島の東側に位置する島原市と深江町（現 南島原市）は、大惨事となつた。

普賢岳の噴火活動は 6 年半におよび、1996 年 6 月 3 日に終息宣言が出された。噴火活動中に発生した火碎流は 9,482 回を観測し、島原市と旧深江町では死者 44 名、民家・公共施設・農地・道路・橋梁などの被害総額は 2,300 億円であったとされている。

普賢岳山頂付近に形成された溶岩ドームは、島原市と小浜町（現 雲仙市）が 1996 年 5 月 20 日に平成新山（1483m）と命名し、2004 年 4 月 5 日には国の天然記念物に指定された⁴⁾。

(2) 雲仙地獄の自然的背景

島原半島西側の橘湾に面した小浜温泉は、高温泉（100°C）の塩化物泉（食塩泉）である。東側の有明海沿岸の島原温泉は、比較的低い泉温 32°C の炭酸水素塩泉（重炭酸土類泉）である。そして、中央部の標高 700m の高所には、泉温 42～98°C の酸性硫黄泉（その他に明礬綠礬泉）の雲仙温泉が分布している。

地獄は、仏教では前世の悪行の報いとして苦しいみを受けるところであるが、多数の噴気孔から激しく水蒸気を噴出している源泉地帯の名称にも用いられる。雲仙温泉では、古湯と新湯の間に活発な噴気や泥火山が見られる。高温の温泉と二酸化炭素ガスや硫化水素ガスを含む強い硫黄臭の漂う噴気（120°C）が激しく噴出するとともに、白色の温泉余土が広がるこの地が、地獄の様相を呈する雲仙地獄である。雲仙地獄の熱エネルギー源は、橘湾の十数 km の地下に潜むマグマ溜まりであり、高温高圧のガスが岩盤の裂目を通って上昇し、その途中で化学変化を起こして高温热水になる。この热水の沸騰によってガスが発生し、激しい噴気となって出現する。このガスと周りの山からの地下水が混ざり合って温泉が生成される⁵⁾。

(3) 雲仙地獄の歴史的背景

「雲仙」は、旧時には「温泉（うんぜん）」と表記されていた。この地名は 701（大宝元）年に行基が開山した真言宗「温泉山満明寺」の山号に由来する。雲仙地獄は、仏教の影響を受けて地獄信仰と結びついた。不気味な音を立てて噴出する水蒸気と硫黄分を含んだ熱泉は、民衆に視覚的に訴える地獄思想と救済を説く好個の景観であった。やがて作家らが「雲仙」と表すようになると、その名称が定着するようになる。江戸時代まで女人禁制であった満明寺の靈場には、千人もの僧侶が修行していたと伝えられる⁶⁾。

一方、1627（寛永 4）年に始まった「山入り」と称されたキリシタン弾圧は、雲仙地獄の熱湯を浴びせる改宗手段であり、島原藩主



図5 雲仙地獄の地獄絵

(注)「雲仙地獄めぐり」雲仙お山の情報館より引用。

と長崎奉行により7年間におよび行われ、33名の信者が処刑された。これが世に言う「雲仙の地獄責」である(図5)。この雲仙地獄はカトリックの殉教地となっており、毎年5月の中旬に殉教祭が行われ、2,000人のカトリック信者が国内のみならず韓国からも参加している。殉教者の鎮魂の碑である十字架は、雲仙地獄を見下ろせる場所に設置している。

雲仙地獄から湧出する温泉が湯治として利用されるようになるのは、1653(承応2)年

に加藤善左衛門が古湯に「延暦湯」を開いてからである。以降、島原藩主の保護のもと雲仙は湯治場として発展する。江戸時代に長崎の出島に赴任していたオランダ商館医のケンペルやシーボルトも雲仙を訪れており、彼らの著書等を通じて雲仙がヨーロッパで紹介された⁷⁾。

明治時代以降、観光客が来訪するようになると、満明寺の僧侶による有料の地獄案内が行われるようになる。また、長崎が国際貿易港として発展すると、涼しい夏季の雲仙は、長崎居留の外国人や中国の上海租界や香港に住む西洋人の避暑地として賑わうようになる。このことが背景で、雲仙に和洋折衷の温泉文化が形成されることになった。

4 雲仙地獄の認知度と評価

(1) 雲仙地獄の認知度

ここでは、古い時代から利用してきた雲仙地獄が、現代の観光客や地域住民にどの程度認知されているかを明確にしたい。その手法として訪れる側の観光客(大学生)、受け入れる側の地域住民の両者に対する島原半島の観光施設等の関心度合いを、アンケート調

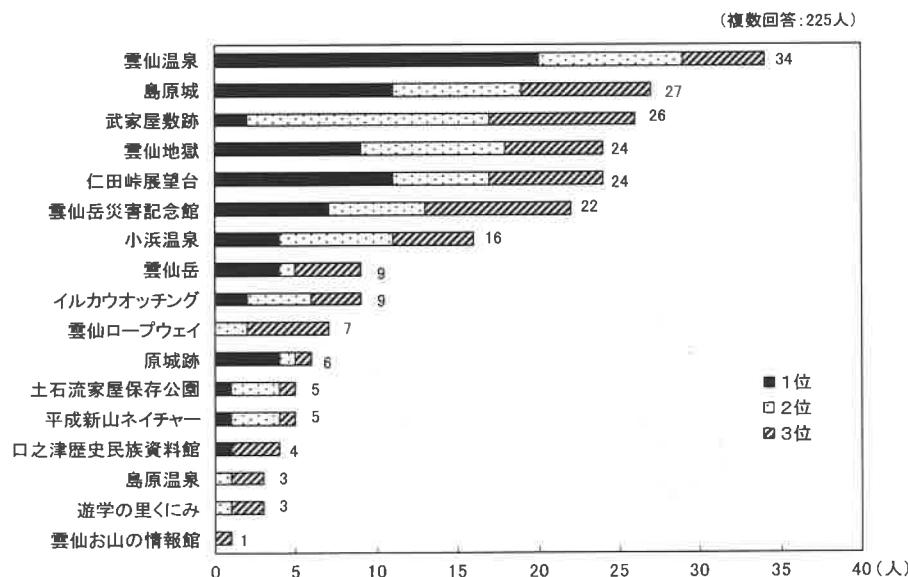


図6 再び訪問したい島原半島の上位3観光施設(2007年)

(注) 大学生対象のアンケート調査により筆者作成。

査で把握した。調査時期は、大学生は2007年7月20日と24日、地域住民は10月の約1カ月間であり、大学生195名（男性112名、女性83名）、地域住民82名（男性53名、女性29名）から回答を得た。その結果は、以下のとおりである。

再訪問の意向のある上位3観光施設について大学生に質問した結果、回答総数（複数回答：225人）は雲仙温泉、島原城、武家屋敷跡、雲仙地獄、仁田峠展望台の順に多い。そのうち1位の回答数が最も多いのが雲仙温泉である（図6）。一方、地域住民が観光

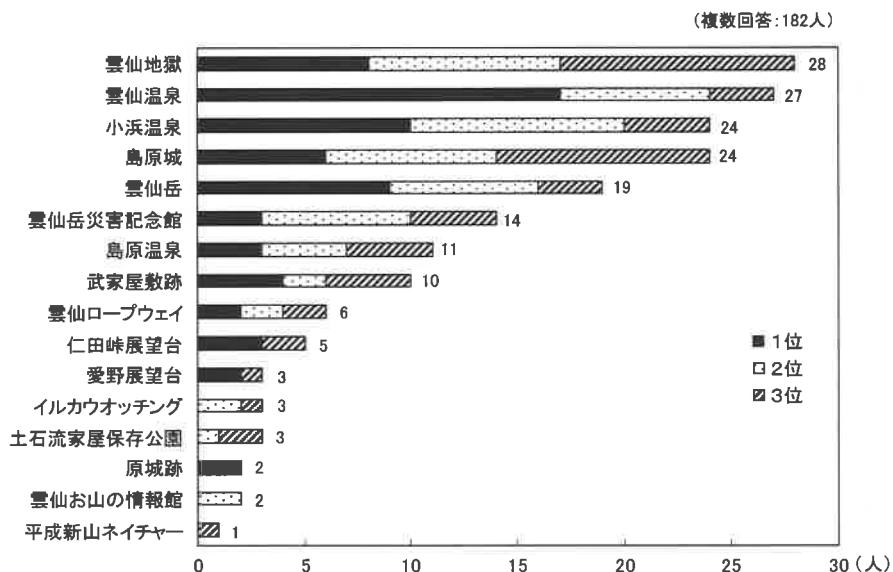


図7 勧めたい島原半島の上位3観光施設（2007年）
(注) 地域住民対象のアンケート調査により筆者作成。

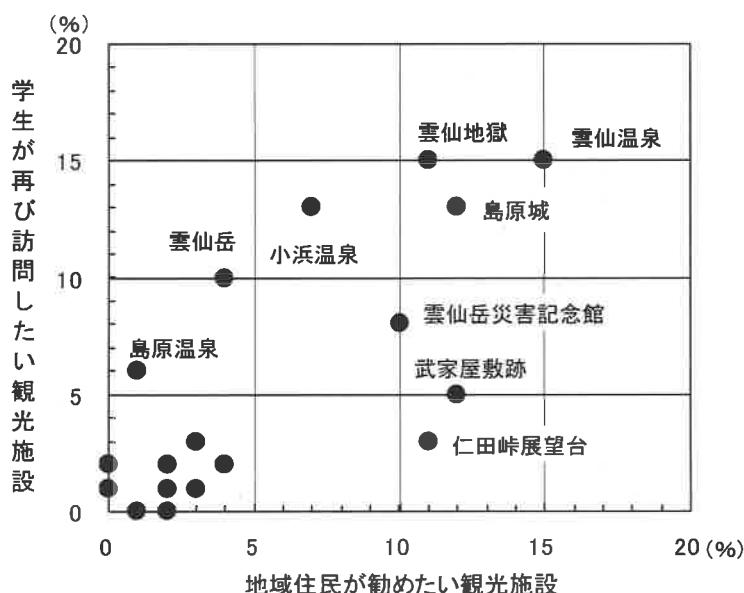


図8 上位人気の観光施設の相関（2007年）
(注) アンケート調査により筆者作成。

客に勧めたい上位 3 観光施設の回答総数（複数回答：182 人）は、雲仙地獄、雲仙温泉、小浜温泉、島原城、雲仙岳の順に多い。そのうち 1 位の回答数が最も多いのが、学生同様に雲仙温泉である（図 7）。

学生と住民の両者に関心の高い観光施設等は、雲仙温泉（15%、15%）、雲仙地獄（15%、11%）、島原城（13%、12%）であることから、雲仙温泉に次いで雲仙地獄を観光資源として認知していることが分かる（図 8）。

（2）雲仙地獄と周辺施設等の評価

この調査は、2007 年 6 月 4 日（月）に学生 5 名（長崎国際大学人間社会学部国際観光学科）の観察法によるものである。具体的には、7 つの観察項目を設けた調査票を用いて、観察項目ごとに 5 段階で得点化した。その結果は、以下のとおりである。

雲仙地獄の総合評価は 4.0 と高い（図 9）。特に遊歩道と案内板・説明板が 4.0 を超える高い評価である。地獄めぐりの遊歩道は、適度な距離と離合しやすい幅員を有し、しかも緩やかな傾斜とカーブであるので歩きやすい。また、白色の地獄の色彩に合わせら石畳の路面は、周囲の景観と一体化して違和感がない。しかし、迫力ある激しい噴気の地獄を間近に見ると、温泉給湯パイプが乱雑に露出して美観を損ねている⁸⁾。

地獄周辺については、雲仙温泉街の総合評価も 4.0 と高い（図 10）。特に案内板・説明板は、地図や写真を掲示し、日・英・中・韓の多言語併記で分かりやすい点が満点評価となった。しかし、飲食店・土産店は空き店舗があることが評価を低くした。また、国立公園のビジターセンターである雲仙お山の情報館の総合評価は 4.2 と高い（図 11）。これは建物が清潔で、明るく、バリアフリー構造になっていることや、雲仙の火山・温泉・生物・歴史などを学習できる展示・映像内容であることが、高い評価に導いている。

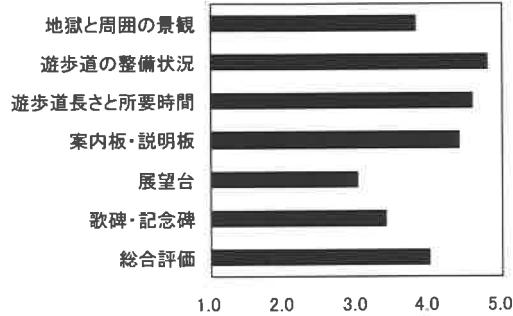


図 9 雲仙地獄の観察評価結果（2007 年）

（注）観察調査により筆者作成。

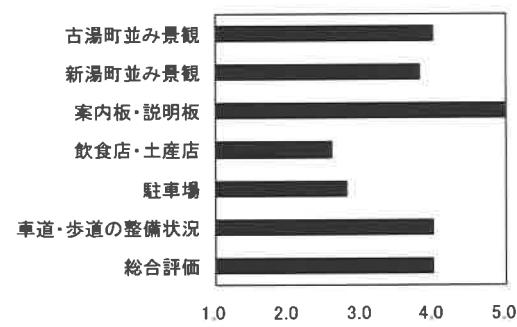


図 10 温泉街の観察評価結果（2007 年）

（注）観察調査により筆者作成。

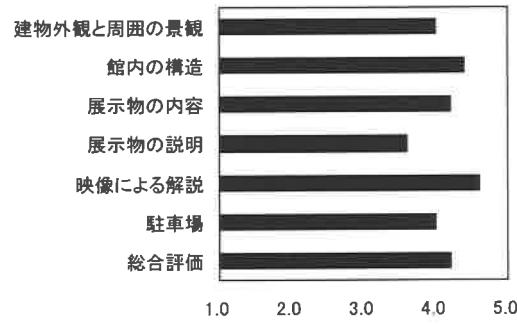


図 11 雲仙お山の情報館の観察評価結果（2007 年）

（注）観察調査により筆者作成。

5 むすび

本稿では、雲仙地獄の観光資源としての多様性を明らかにした。その結果を概念図で示すと、以下のとおりである（図 12）。

雲仙地獄は、入浴施設の源泉、雲仙温泉のランドマークなど本来の温泉資源に加え、火山・温泉のメカニズムや天然記念物のミヤマキリシマ、野鳥・昆虫の観察、周囲の森林の

紅葉・霧氷などの自然学習の場であり、さらには山岳宗教の靈場、キリスト教殉教地、外国人避暑地であったことを学べる歴史学習の場でもある。このように、雲仙地獄は多様な

観光資源を有していることが分かる。なお、雲仙地獄の地表面に露出した乱雑な温泉給湯パイプが、迫力ある地獄景観を損ねていることを問題点として指摘しておきたい。

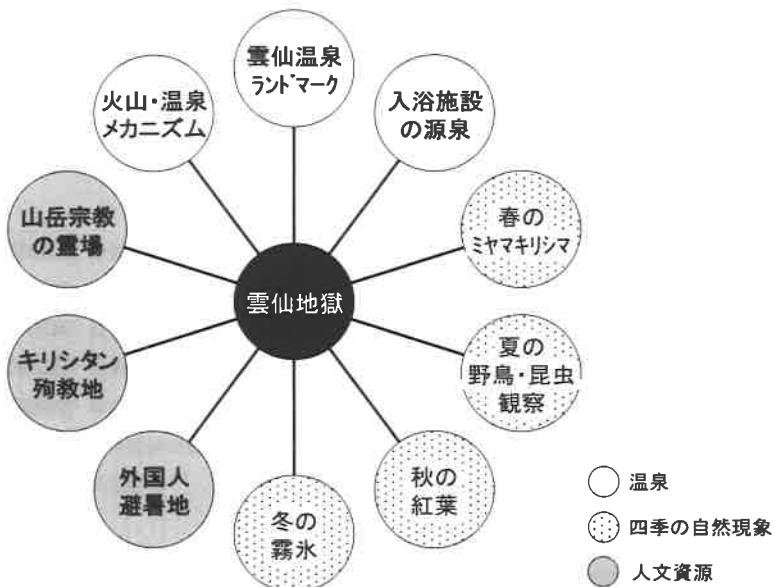


図 12 雲仙地獄の観光資源性の概念
(注) 筆者作成。

付 記

本稿を作成するにあたり、調査の協力をいただいた(社)雲仙観光協会の秀山裕史事務局長と荒木正和氏、雲仙ガイドさるふあの佐々木雅久氏に対し、感謝の意を表する次第である。なお、拙稿は日本温泉地域学会第12回研究発表大会(2008年11月17日)の発表内容を加筆修正したものである。

注・参考文献

- 1) 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所(2008):『島原半島観光資源評価業務報告書』(受託調査者:長崎国際大学 池永正人)、181頁。
- 2) 長崎県観光振興推進本部(2008):『平成19年(1月~12月)長崎県観光統計』、58頁。

- 3) 高橋正樹・小林哲夫編(2000):「4. 雲仙火山」、『フィールドガイド日本の火山⑤ 九州の火山』(2刷) 築地書館、67~84頁。
- 4) 池永正人(2008):「長崎県雲仙普賢岳の噴火」、山村順次編『図説 新・日本地理—自然環境と地域変容』原書房、34~35頁。
- 5) (財)自然公園財団(2005):『雲仙天草国立公園 パークガイド雲仙』、48頁。
- 6) 雲仙お山の情報館:「雲仙地獄の自然ガイド」、雲仙あちこちガイドシリーズ①。
- 7) 雲仙お山の情報館(2004):『パークボイス雲仙国立公園季刊誌総合版』、339頁。
- 8) 池永正人(2008):「雲仙地獄のSD法景観評価」、温泉地域研究、第11号、36~37頁。

基調講演

鴨川温泉の開湯と課題

鈴木健史（鴨川グランドホテル代表取締役）

1 温泉開発の経緯

2001（平成13）年、私は旅館組合長を仰せつかった。かねてから、「観光地では、企業間競争が主であったが、これからは地域間競争の時代である。」と考えていたので、地域を一つの方向に統一して進め、地域対地域の競争に打ち勝っていくことが非常に大切であると理解していた。

その頃、旧鴨川市では鴨川旅館組合と太海旅館組合とに分かれていた。そういう意味で、当時の鴨川グランドホテルの総支配人という立場ではなく、旅館組合長という地域を代表する立場で、この路線を目指すことが自己の会社を良くするためにも重要であるとの認識のもとに引き受けた。

あるとき、組合員から鴨川に温泉が自然湧出しているという情報が寄せられた。それまでの鴨川は、温泉を自ら掘って温泉宣言している旅館が数軒あり、その数軒が温泉組合を組織していた。しかしながら、多数の旅館には温泉ではなく、もちろん地域全体も温泉地という認識はなかった。

この温泉をどのように利用できるかを組合員全員が真剣に考え、飛騨高山に視察に行った。飛騨高山も実は温泉地ではなかったものの、地元の企業が温泉を掘り当て、これをタンクローリーで各旅館に配送するスタイルを取っていたからである。視察の結果、鴨川もこの方式を取って温泉宣言をしようと言うことになった。

タンクローリーで配送できる温泉の量は、自噴の温泉を持っている地域には全くかなわない。したがって、加水、加熱をしないと営業が成り立たない。各旅館は、温泉が含む泉質から最も高い成分に、加水した場合に温泉

としてクリアができる状態にして利用することとした。

2 温泉経営

人々が旅行に行く際に、「温泉にでも行こう」が「旅行にでも行こう」の代名詞になっているくらい、「旅行＝温泉」と言う認識が強い。当時も同様であり、したがって地域に温泉がないと言うことは、観光産業にとって致命的なマイナスであった。まずは温泉宣言をしないと、客の最初の選択肢から除外されてしまう訳である。温泉であることは、観光地にとって必要条件かつ絶対条件であった。

先に申し上げたとおり、私は「これからは地域間競争の時代であり、企業間競争は二の次である。」と考えていた。当初は大きな勘違いがあった。「うちは温泉であり、隣の施設は温泉でないから、うちは優れている。」と言うこの差別化の考えは、かつての企業間競争の論理では当てはまるが、地域間競争には逆に働くことになる。差別化だと思っていたものが、実は「私たちの地域は温泉地ではない。」と言うメッセージであったことは大きな勘違いであった。皆が「地域を温泉地にしよう。」という意識に立ったからこそ、生まれた温泉宣言であったと理解している。

温泉宣言をするに当たっての開発費は、自然湧出しているとは言うものの、温泉を運搬する車両購入費、自然湧出している温泉を受ける貯湯槽の設備費用、そこに行くまでの道路の整備費用など、千万円単位の経費がかかった。新しく温泉を導入しようとする旅館組合員が規模に合わせ、開発費用の一部を負担すると共に、鴨川市に対しては入湯税の税

収が増えることを説明し、補助金のお願いをした。その補助金が出るまで待ってはおれないので、組合長、副組合長の3名は地元の銀行に繋ぎ融資をお願いし、個人保証をし、融資を受けたのである。温泉が湧出している財産区の地主も「鴨川が良くなるのであれば…」ということで非常に協力的な姿勢を示してくれた。鴨川市の商工観光課も、鴨川駅も、旅館組合の賛助会員の企業も、地域全体が温泉宣言の可能性を喜び、ご支援をいただいた。

3 地域住民の意識

東京での温泉イベントにも積極的に参加したが、私たちが最も重要であると思っていたのが、地元の認識であった。関係者が「鴨川は温泉地である」と主張しても、実際に居住している住民にその認識がない限り成功はしないと考えていた。そこで、移動式足湯の設備を設けて地元のイベントに稼働させたり、地元のガソリンスタンド、飲食店等に温泉宣言のパンフレットを置かせていただいたり、地元のタクシーには温泉宣言のステッカーを貼ってもらったり、地元重視のPR作戦を開いた。

旅行業者も鴨川が温泉宣言をしたことを題材として扱ってくれ、送客が始まった。このようにして始まった温泉宣言ではあるが、多くの人たちが温泉という命題に基づき、一つとなって実現したものであった。

現在は一日一便ではあるが、格安の温泉バスが東京・鴨川間を結んでいる。

4 鴨川温泉の課題

さて、今後の鴨川温泉の課題であるが、鴨川温泉はタンクローリーで運ぶ加熱、加水の温泉であり、泉質としては、多くの自噴温泉にはかなわない。質の高い温泉を地域全体に整備するためには、資本力のあまりない小さな旅館も含めて数億円かけて温泉を掘るしかないが、それを望んでも叶うものではない。

しかしながら、私は次のように考える。

世の中の全ての商品は、「機能性」と「感性」によって成り立っている。私たちが着る洋服や眼鏡も、電話機も、車も、文房具も、家も、世の中の全ての商品が、この二つの要素で構成されている。物が不足しているときには、機能性が商品の価値を大きく決めていたが、現代のような物余りの時代には、感性が商品の価値を大きく決定する、と考える。多くの会社がデザインというツールを使い、感性を商品戦略の重要なポイントに置いているのは、簡単に申し上げて「素敵」だとか「かっこいい」だとか、評価の基準が機能性から感性にシフトしているものと考えている。

温泉という商品に当てはめてみると、機能性とは泉質であり、感性とは温泉情緒である。有名な黒川温泉さえも、無名であった頃の泉質と、現在の泉質とは同じ泉質であったはずであり、それを露天風呂という材料を使って「癒し」という感性のエンジンを回すことに成功したことで、評価の高い観光地としてのポジショニングを確立したものと考える。

鴨川温泉の課題は、これから鴨川ならではの特徴のある温泉の感性を、どのように地域全体で作っていくか、波及していくか、そういうことであると認識している。

フォーラム：「南房総における温泉資源の活用を考える」

千葉県における温泉資源の観光活用策

山村順次（城西国際大学教授）

千葉県外からの観光客にとどまらず、地元県民からも、「千葉県は温泉県ではない」と言われ続けてきた。「千葉県は鉱泉・冷泉が多く、湯煙を上げる高温で豊富な湧出量を有する温泉資源がない」と言うのであるが、温泉の定義は①湧出地での温度が25℃以上であるか、②19種類の成分のひとつを満足すればよいのである。一方、温泉旅館の収容力や宿泊客が多いことも温泉県としての指標になるであろう。

環境省の2006年度の資料によれば、千葉県の源泉総数は151本で47都道府県のうち38位、温泉湧出量は毎分1万2,000リットルで40位であるが、温泉旅館の収容力は15位、宿泊客数は240万人で21位と上位にランクされている。有力な温泉県である山形県の温泉湧出量は千葉県の約5倍もあるが、宿泊客数は210万人で千葉県とほぼ同じである。しかし、16年前の宿泊客数では、山形県が450万人を数えたが、千葉県はわずかに50万人であった。現在、山形県の温泉地宿泊客数は日帰り温泉地が増えて大幅に減少しているが、千葉県では特に南房総地域を中心に増加している。ここに、千葉県は温泉資源そのものの評価は低いとはいえ、東京大都市圏にあって活発な温泉開発が進んだ結果、温泉観光地として大きく発展してきたと言え、温泉県であることは疑う余地はない。

千葉県の温泉地の分布をみると、東葛飾や東京湾岸などの都市地域に大規模な日帰り温泉地が開発され、南房総・九十九里などでは宿泊型の温泉地が展開している。南房総の観光拠点である鴨川では、自家源泉をもつ数軒の旅館があったが、5年ほど前に近くの嶺岡山系の渓谷に自噴する温泉を共同で開発し、

タンクローリーで搬送して新たに17軒の温泉旅館が誕生し、“鴨川温泉宣言”をした。その泉質はナトリウム塩化物泉が多い千葉県にあってユニークな単純硫黄冷鉱泉（なぎさの湯）であり、鴨川温泉郷を形成している。

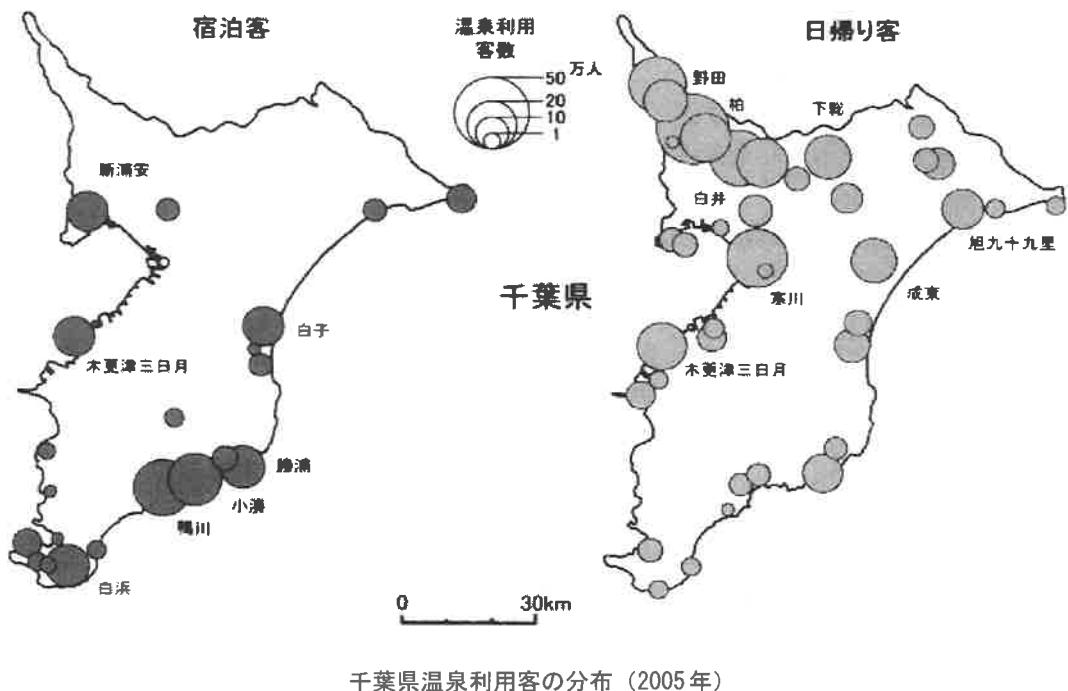
このように、地域の人々の思いを背負って開発された貴重な温泉資源を、いかに観光振興に活用していくかが課題である。ここで重要なことは、観光客が温泉地に何を求めているか、その志向性を踏まえた具体的な活用策を地域全体で推進することである。

筆者が20年以上も前に温泉客の志向性を調査した際、温泉地に期待するものは①自然環境、②温泉情緒、③温泉資源のよさの3要素に集約されたが、この傾向は今日でも変わることはない。温泉地は温泉資源だけではなく、その地域の個性豊かな自然環境や素朴な景観などが複合化されて醸し出す雰囲気のよさや地域住民のホスピタリティが求められているのである。温泉旅館がそれぞれの経営理念を追求することは当然であるが、地域を挙げての温泉志向の3要素の取り組みこそが大切である。

鴨川が温泉地となって入湯税が市財政を潤してはいるが、滞在客にとっての温泉地としての環境整備が進んでいるとは言い難い点は問題である。まず、なぎさの湯を利用して規模は小さくとも地域のシンボルとなるような和風共同浴場を新設し、観光客が地域内を散策するように配慮することである。東条海岸では松林の散歩道の一角、太海地区では仁右衛門島や漁村の浜辺などが適地となろう。散策客が増えて地域がにぎわい、客は非日常的な防潮林やエビ刺網・ハバノリの乾燥風景などにも触れて心が和む。

また、幸いなことに鴨川温泉郷では泉質の異なる温泉浴場が存在しており、曾呂温泉や粟斗温泉などの1軒宿も存在する。健康志向の強い中高年層のみならず、若年層にとっても近年温泉にストレス解消を求めている。これらの温泉地巡りを実施するなかで、地域の四季折々の自然環境や歴史・文化景観などを解説するガイドを養成することも欠かせな

い。今すぐに実行できることとして、大山千枚田・不動尊・畠農村・仁右衛門島・太海漁村・天津漁村・誕生寺・鯛の浦・清澄寺などを組み合わせ、温泉入浴体験を加えたガイド付きのコースを設定し、ウイークデイに2~3泊する滞在客の増加を図ることが温泉観光振興策として最も重要であると考える。



保養資源としての温泉の活用

甘露寺泰雄（財・中央温泉研究所所長）

ここでは、温泉保養とは何かという点を中心に戸塚県の温泉が保養地として優れた特徴を持っている事実にふれたいと思う。

保養という言葉を広辞苑でひくと、「心身を休ませ健康を保ち活力を養うこと」と説明されている。温泉には古くから「保養」「休養」「療養」の三養有りと言われており、医学の未発達の時代には温泉は湯治として疾病的治療に重要な役割を果たしていた。しかし、医療の飛躍的な進歩により、温泉療養は疾病的治療法として立場が弱められ、現代では、外科や薬物療法が主役として登場し、温泉湯治は一見すたれたかのような状況にある。

しかし、すたれたのは湯治そのものではなく、昔よく見られた自炊して湯治するタイプの利用スタイルであって、現状では秘湯ブームもあって湯治は全国的に案外盛んである。

さて、温泉医学の泰斗、植田理彦先生によると、保養とは疲労を除くための休養だけでなく、心身機能の回復・増進を図り、また疾病予防のために日常生活圏から離れた場所に転地滞在して、そこで、栄養・運動・休養を実践することであると言う。そのため、国(環境省)は温泉利用の効果が期待され、かつ健全な温泉地としてすぐれた条件を備えている地域を、昭和29年から「国民保養温泉地」として指定し、現在91カ所に達している。残念なことに千葉県を始め、東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県など首都圏とその近傍地域には国民保養温泉地が指定されていない。これは是非改めたいと考えている。

千葉県の温泉地の現状を最近の資料(環境省、平成19年3月末)から見ると、温泉地総数は86カ所、源泉総数は151本、うち利用源泉145、総湧出量は12,114リットル/分、源泉のおよそ8割が25℃以下で、低温泉の

多いのが特徴である。泉質としては、ナトリウム一塩化物泉、ナトリウム一炭酸水素塩泉が多く、内陸地域には硫酸泉も存在する。腐食質で着色した温泉が多く、大多喜・茂原地域にはヨウ素を高濃度に含む温泉がある。

さて、私たちの生活は、騒音・大気汚染・不適切な冷暖房・交通渋滞・満員電車・飽食、最近では携帯電話やネットサービス三昧の生活といった、自然とはおよそかけはずれた生活を余儀なくされており、心身のアンバランスからくる疲れが蓄積されている。このような状態を調節するには、廃疾の少ない空気、森林からくるフィトンチッド、快適な自然空間と太陽のめぐみ、適切な運動、バランスのとれた食事等が体調を正常化させ、病的な状態を回復させる効果をもっている。このような状態を作り出す行動を「保養」というのであって、何もマイカーでの温泉巡りや多種類の浴槽につかり、グルメ三昧が保養ではない。

幸い、千葉県には日帰り温泉施設も多く、海岸地域から内陸にまたがって温泉・療養泉が分布し、首都圏に近いこと、温暖な気候とともに、自然環境にめぐまれた地域も多い。内陸地域から海岸にかけては、標高はさほど高くはないが、なだらかな柔らかさに富んだ丘陵地や渓谷が連続しており、四季のハイキングはもとより早春～新緑の季節における南房のお花畠、晩秋～初冬にかけての赤や黄色の錦模様は格別な味わいが楽しめる。県立自然公園も多く、里見八犬伝ゆかりの「里見のかくし湯」探し、「味めぐり」「森林浴」など趣向に富んだ遊びにはこと欠かない。内房・外房共に夏期の海水浴、臨海学校は昔から有名で、最近ではタラソテラピー施設もお目見えした。温泉利用は、湯治、疾病的治療といった狭い範囲の利用だけには限らない、若年層

はもとより、アットホーム的な保養を中心とした健康増進、特に後期高齢者の健康保持に県下の温泉地のいくつかは保養地として好適であり、今後の発展が期待される。

先に述べた国民保養温泉地の指定は、現在

見直しのため一時中断されているが、今後の課題として、内陸地域、外房及び内房地域にそれぞれ 1 カ所程度の国民保養温泉地の創設を計画すべきではなかろうか。

温泉地の評価は総合力

浜田眞之（地熱代表取締役）

温泉だけあっても温泉地はできない。実は水資源の確保が不可欠である。日本のように水の豊富な場所では水の問題は生じないが、他の国では起きうることである。最近、日本でも既存温泉地に大型施設が進出してくる場合、膨大な水が必要となるので、水面下でこの問題は起きているようである。ドバイのような場所でも膨大な資金を投じれば、砂漠に楼閣を築くことも可能であるが、温泉地は自然環境に依存するところが大である。そもそも、温泉資源そのものが基本的には自然の恵みである。

旅行で宿泊先を決めるときに、温泉がある旅館と温泉がない旅館で二者択一をさせれば、ほぼ100%温泉のある方を選ぶという日本人観光客の習性がある。

ただし、それを源泉かけ流しかどうかという質問を加えると、必ずしもそれに拘らないという日本温泉協会のアンケート結果が出ている。とはいえ、一滴温泉が入っていれば残りは加温した水でも構わないということは先ずないであろう。スポット温泉などは実際にあるのかどうか疑問である。これは情報開示という正直が一番である。その上で、温泉資源を有効に使うことが肝心である。

大浴槽は濾過循環方式でも小さな浴槽に源泉そのものの温泉を注ぐという方式は、一つの解決方式である。ついでながら、濾過循環でもその泉質を考えて行うべきで、アルカリ度の高い温泉に塩素を投入しても効果は薄く、塩素臭い浴槽になってしまう。オゾンを使えば、硫化水素などは分解されてしまう。

源泉100%の温泉を必ずしも求めないという客がいる一方で、温泉そのものに拘る温泉愛好家の存在は否定できない。そういう客層に対応する場合には、温泉資源の規模から施

設規模を逆算するしかない。お客様一人に対して、温泉量が1リットル／分程度であれば、良いだろうと言われている。10リットル／分あれば、10人程度の宿泊規模になってしまう。

その温泉愛好家の多くは、その関心が源泉と旅館の浴槽に止まっていて、温泉湧出機構や設備にまで眼が行き届いていない。南房総に限って言えば、かけ流しを実行するためには、加温が必要である。仮に泉温30°Cで10リットル／分の温泉を24時間365日45°Cに加温しようとすると、エネルギー換算して約1万リットルの灯油が必要である。およそ100万円前後の燃料代が必要である。また、年間25トンの二酸化炭素を排出することになる。この問題の解決には地域エネルギー資源の活用が鍵になる。

温泉地に求められるものが、①温泉＋観光地という評価の場合と、②温泉そのものという評価である場合が想定できる。②の場合、温泉資源そのものによる物理的限界があるので、大規模な施設はできない。

観光による町おこしという発想を取れば、①の評価をどう上げるかが問題になる。すると、温泉以外の資源に着目して、それとの組み合わせで温泉があることの存在価値を高めるということになりそうであるが、南房総の場合、歴史・文化・物産という組み合わせは限りなくあり、エコツーリズムやアグリツーリズムといった新しい形の旅行に対しても提供できる素材は豊富であるので、ハードウェアよりもソフトウェアに重点を指向することで「南房総における温泉資源の活用を考える」を実現できるのではないだろうか。

一例としては、長期滞在型で温泉地での地形療法などが挙げられる。

小湊温泉の開発と今後の方向性

吉田安男（小湊温泉組合長・三水ホテル代表取締役）

1 小湊温泉の開発と現状

今から50年ほど前に、小湊の先輩たち7旅館が共同で温泉掘削をし、6kmのパイプラインを敷設して、ここに温泉郷が誕生した。この温泉利用は、その後十数年間続いたが、パイプラインの老朽化に伴う費用負担に耐えられず、廃止を余儀なくされた。この点は、小湊温泉がその後の温泉ブームに乗り遅れたことになり、残念な気持ちである。

当地区では、旧小湊ホテル三日月が10年前に温泉を開湯し、その後豊明殿と中屋旅館が続いた。そして、4年前に4軒の旅館が共同で新規に温泉掘削をして温泉を搬送し、利用することになった。昨年は1軒増え、現在8軒の旅館が温泉旅館として営業している。小湊温泉組合では、温泉の告知看板を国道沿いに3基設置したり、旅行雑誌にも広告を出して小湊温泉を知らしめる努力を続けていく。

旧天津小湊地区では、各施設が独自に温泉を開発し、利用している。

2 小湊温泉の目指す方向

現在、小湊温泉の属する天津小湊町が隣接の鴨川市と合併し、行政規模が大きくなつて宣伝活動も活発に行えるようになった。

鴨川市の観光素材としての特徴は、①海があ

る、②里山がある、③神社仏閣の古い歴史がある、④気候が温暖で、食材が豊富で美味しい、⑤そして何よりも首都圏の消費人口を取り込めるマーケットが存在する、⑥さらに、健康にはかかせない総合病院があり、滞在する観光客が安心出来ることなどが指摘される。

当地の温泉は、これらの要素を取り込み、地域と密着した、癒しの滞在型温泉保養リゾートを目標としたい。

周辺の観光地である南房総地域や養老渓谷地域とは車で30分内外にあり、春の花のシーズンや晩秋の紅葉など、観光エリアとして多彩な魅力が存在しているので、より連携した商品を開発していきたい。

今、われわれは、健康というキーワードから四季折々のウォーキングプランを鴨川全域で策定をしようとしている。

四季の趣や地元とのふれ合い、地域の歴史と文化を学ぶ、豊かな新鮮な海や里の食材を食し温泉と融合した健康な身体作りを鴨川市で体験していただく各種プログラムを整備して行きたい。宿泊産業としては、これらのプログラムを活用し、宿泊客増大のためにリピーターを増やし、滞在客を創造することが不可欠である。

養老渓谷の鉱泉

富澤清行（滝見苑代表取締役）

1 自然の中で育つ野生動物が鉱泉とどのように関係しているのか？

日本国土の中で海底が隆起した地域は、全国の20%しかない。食のうまいもの、例えば、牛、米、筍などすべて名物食品が生産されていることは、生物になくてはならないミネラルが土地に含まれているからだと思われる。昔、私は（またぎ）を体験したことがある。（またぎ）とは夏期は農業を営み、冬になると野性獣の狩猟を生業としている狩人である。

野生動物を撃つ獵の方法として、（またぎ）は、ぬた場という場所を探す。イノシシやシカなどは、やぶの中を移動して生活するため、ダニなどの寄生虫がつきやすい。そのため、湿地に穴を掘り、ねそべったりころがったりして、泥を体中に塗って熱い体温を下げたり寄生虫を防止したり、泥を食べて泥に含まれているミネラルを吸収する。こうしたどろあび場を、獵師はぬた場といい、どろ浴びしている野生動物を撃つのである。

野生動物は自然の中で生きる能力を子供の時にすでにもっているのであろうか？

私は、猪豚を20年間飼育した経験がある。子豚の成長は母親の免疫体があるので、1ヶ月くらいは健全に育つのであるが、免疫体がなくなると自分自身で免疫体をつくらなければならない。

私は、病気になると子豚がかわいそうだから、雑菌を殺すためにクレゾールや除菌をまいたが、いくらやっても効果がなかった。や

はり猪豚自身で自然の泥や腐敗したものを食べて免疫を作らなければならぬと、改めて実感した。

2 養老渓谷の鉱泉の特性

昔、養老渓谷の旅館で鉱泉が自噴している場所にドラム缶を逆さにして天然ガスを集め一日中、風呂を沸かしたり炊事に使用する宿もあった。今では、燃料が簡単な重油やガス、電気などとなって、24時間いつでも入れる温泉になっている。

鉱泉の特徴は、海底が隆起した地域に分布している。鉱泉はどのようにしてできたのか？

海底が何万年もかかりながら隆起してきたときに、植物・海藻類や貝類などの生き物が地層を覆い、年数が経つにつれて地層となり、黄和田層、貝殻の層が何層も刻まれてできている。

また、自然につくられた地層から湧き出る鉱泉には、ヨウドやミネラルなど、野生動物が生きていくのに必要な要素が含まれているのである。

そうした地中深くに高濃度のヨードを含んだ地下かん水が横たわる房総半島は、世界有数のヨード産地である。

生き物が生きてゆくのになくてはならない栄養や病気予防・殺菌効果が含まれている健康温泉が、房総の温泉である。

書評①

日本温泉地域学会編『日本温泉地域資産』

日本温泉地域学会 78 頁 2008 年 5 月

1,000 円(頒価)

本書は、温泉地域の環境保全、持続可能な発展、そして、温泉知識の普及をめざして、日本温泉地域学会が全国の優れた温泉地を選定し、当学会誌『温泉地域研究』(第3号、2004年9月)に「日本温泉地域資産」として公表された125件の温泉地を一般書籍として一冊にまとめあげ、2008年5月に公刊したものである。本書で取り上げられている温泉地は、当学会によってそのひとつひとつが、資料による実証的な研究を基にして、厳密に選定、紹介されている。すなわち、単なるマスコミ的な温泉地の紹介ではなく、自然現象、都市学・地理学・民俗芸能・医学などのさまざまな専門分野の視点から温泉地を厳密に評価し、「貴重であり、かつ保全すべき温泉と温泉地」(本書、1頁)のみが選定され、そのひとつひとつが、人文・自然科学の観点から総合的に分析、紹介をされている。ちなみに、これら125件の内訳であるが、北海道が7件、東北が35件、関東が17件、中部が23件、近畿が8件、中国・四国が7件、九州が27件、そして、その他として、「江戸・明治時代に作成された温泉番付」の1件、となっている。

類書と異なり、本書の特徴の大きな点は、選定された温泉地が月並みの「遺産」という呼び名ではなく、「資産」と名づけられていることである。それは、温泉地を「活性化に寄与する地域資源・地域資産として、経済的・客観的に数値評価できる資産価値」(本書、3頁)あるものとして、選定、紹介していくという当学会のポリシーを反映してのものである。本書では、その「資産」を「貴重で保存されるべき温泉源や源泉、温泉固有の自然現象を対象」としての「日本温泉地域自

然資産」、「日本の温泉史を特色づける温泉地固有の歴史資産、日本の温泉文化が育んだ有形・無形の文化資産」を合わせたものとしての「日本温泉地域文化資産」、そして「日本温泉地域自然資産と日本温泉地域文化資産の両方にまたがる」ものとしての「日本温泉地域複合資産」の三つに分類している。ちなみに、これらの内訳であるが、「日本温泉地域自然資産」が49件、「日本温泉地域文化資産」が67件、そして、「日本温泉地域複合資産」が9件、となっている。「資産」の分布を東と西に大別すると、東日本では「自然資産」が、西日本では「文化資産」が多く存在している。本書の「資産」の分布をみるとだけでも、わが国の自然環境、文化環境が垣間見えて、興味深い。

「修善寺温泉」の場合は、「独鉢の湯」は温泉発祥の地で(中略)、密教系の山林修行者らが靈場・修善寺開創と開湯にかかわった、「桂川に沿って門前町と伝統的温泉街が形づくられ(中略)、閑静なたたずまいの和風旅館が並ぶ景観は美しく、温泉情緒豊か」と、評されている。

本書の温泉地紹介のどの部分を見ても、日本温泉地域学会の温泉地研究における、真摯で謙虚な姿勢が伝わってくる。「温泉学」を志す研究者のみならず、環境学・地理学・民俗学・医学・火山学・歴史学・社会学・観光学など、人文・自然科学の研究者の方にも、そして、温泉愛好家の一般の読者の方にとつても、無論、ホテル・旅館・土産品店など、温泉地経営に携わる方にとっても、本書は有益な知識を与えてくれて、温泉地の科学的な見方を示してくれるという点で、筆者の推薦する一書である。
(新田時也)

書評②

阿岸祐幸著：『温泉と健康』

岩波書店 203頁 2009年1月

700円(本体)

「温泉と健康」は古くて新しい医学のテーマであるが、本書は最近のドイツ温泉医学の最前線を取り込みながら、日本の温泉療法のあり方を提示した好著であり、温泉に関心のある方々にとって必読の書である。

その構成を見ると、以下の章立てに明らかに幅広い内容を取り上げ、説明には内外の温泉地の貴重な資料を提示しながら実証的に論述されている。特に、第5章は時間生物学という新たな視点から温泉療法を見直したものであり、第6章も単純な自然賛歌ではなく、地形や気候といった観点から語られている。

はじめに

第1章 温泉を見直す

第2章 入浴の効き目

第3章 温泉療法入門

第4章 泉質の話

第5章 生体リズムと温泉療法

第6章 自然の中で心身を癒す

あとがき

温泉医というと、温泉は効くと考えているお医者様との印象を受けるが、何にでも効くとか全然効かないという極端な主張は別として、その医学的所見を見ていくと、効く派と効かない派に分けられそうである。

効かない派の根拠はEBM(Evidence based Medicine: 根拠に基づいた医療)によって立証できていないということで、確かに温泉が癌に効くとは言い難いであろう。しかし、温泉の効き目を指す概念として、総合的生体調

整作用とか非特異的変調作用と呼ばれるものには、温泉の効能だけでなく、転地による自然環境と人間環境の変化が含まれているから、医学的検証の対象にするには頗る困難であることも事実である。

とはいって、ヨーロッパの温泉医学では、地道にこういう検証を積み重ねてきた事実がある。軽々しく温泉は効かないという温泉医は温泉医学のない米国流の医学に幻惑されて、ヨーロッパにおける温泉医学の蓄積を看過してきたのかもしれない。

本書の著者である阿岸祐幸氏は、北海道大学大学院医学研究科を修了された後、同大学院教授として医学部付属温泉治療研究施設長・付属病院登別分院長などを歴任された。現在、北海道大学名誉教授として温泉医学の研究とその社会的実践を継続しており、わが国温泉医学の第一人者である。

阿岸氏は温泉医であると同時にドイツで自然療法を学び、入浴のみを専らとする日本の温泉活用法に対して、地形や気候を利用した幅広い治療法に精通している。本書は温泉とその土地の資源を十分に活用する予防的な活動によって、人々を健康にするという温泉地の活性化に必要な極めて現代的な提言となっている。

ドイツにおけるガルミッシュ・パルテンキルヒエンのような実例は、日本では挙げられていないが、その実現も著者等の努力によってなされることを期待したい。

(浜田眞之)

書評③

久保田美穂子著：『温泉地再生 地域の知恵が魅力を紡ぐ』

学芸出版社 207 頁 2008 年 6 月

2,000 円(本体)

日本人にとって、温泉浴が観光旅行での行動の第1に挙げられているほどに、古来温泉の存在は国民の心身の癒しにとっても、地域経済の発展にとっても大きな役割を果たしてきた。しかし今日、日本固有の自然・文化資産でもある温泉の価値や温泉地の地域的特性を軽視して日本国中に広がった画一的な温泉地の存在は、経済の低迷ともあいまって衰退を余儀なくされているのは当然の帰結であるといえよう。

本書は、まさにこうした現状を踏まえて、いかにして日本の温泉地を本来のあるべき姿に再生するかを問い合わせ、11カ所の温泉地の現地調査による資料を駆使してそのあり方を論じ、さらに温泉地の地域活性化にとって最も重要な人々の活動を、11名の中心人物へのインタビューによって明らかにしている。

取り上げた温泉地は、①旅館と地域住民との一体感：北海道阿寒湖温泉、北海道知床ウトロ温泉、大分県別府温泉、②原点に立ち返り新たな工夫：新潟県赤倉温泉、長野県野沢温泉、大分県湯布院温泉（由布院の誤り）、③顧客・市場に対応：岩手県鶴宿温泉、福島県土湯温泉、岐阜県下呂温泉、④外からの知恵を取り入れて活性化：群馬県四万温泉、兵庫県城崎温泉であり、インタビューの登場人物も多士済々である。

これらの温泉地は、他のユニークな温泉地

を視察するだけにとどまり、自らの温泉地の活性化に際して、出来るところからすぐに取り組むことのない大半の温泉地と比べて、足元をしっかりと踏みしめて、地域全体にわたる独自の対策を展開しているところに特色がある。一例を記せば、知床ウトロ温泉での番屋祭りや知床の自然のインタープリターの活躍、別府八湯でのオンパクイベント、城崎温泉での宿泊客に無料の外湯入浴券を配って街中を散策してもらう工夫から町並み環境保全計画へつながる経緯などが数多く記されている。しかし、それらの温泉地再生への取り組みの結果、いかなる成果が上がったのかを示す実証的データーがほとんどない点は、今後の課題といえよう。

一方、インタビューの記事には、まさに先頭に立って地域づくりを推進してきた方々の実践記録が綴られており、再生を考えている多くの温泉地にとって、地域の人々が共同で地道な努力を継続することがいかに大切であるかを伝えてくれる。

本書は、(財)日本交通公社で温泉地を調査する機会に恵まれた著者が多くの事例を紹介していく参考になるが、さらに、これらの現状を踏まえてまとめられた第3章は、著者の温泉地再生の方向を一般化したものであり、温泉・温泉地関係者にとって貴重な提言となるであろう。
(山村順次)

書評④

フィリップ・L・ヴィヤール著（成沢広幸訳）：『フランスの温泉リゾート』

白水社 160 頁 2006 年 11 月

951 円(本体)

本書は、Philippe Langenieux-Villard, *Les stations thermales en France*, (Presses Universitaires de France, Paris, 1990) の全訳である。著者のヴィヤールは 1955 年生まれ、現在、ローヌ・アルプ州温泉療養・気候療養リゾート連盟の会長である。訳者は現在、長崎国際大学の非常勤講師である。

フランスには 105 ヶ所の温泉地があるが、訳者によると、本書は「フランスの温泉リゾートについて、ガリア時代から現在に至る通史に加えて、温泉リゾートの経済的側面、ヨーロッパ諸国との比較、現代の問題点などが簡潔に述べられ、フランスの温泉リゾートを総合的に知るための格好の入門書となっている」と紹介されている。

全体は 3 章に分かれ、第 1 章では、古代ローマ時代のガリア地方では、温泉利用は魔術や迷信、あるいは信仰に基づいていたが、20 世紀初頭のフランスの温泉リゾートの大部分は、ガロ・ロマン時代のこうした活動にまで遡ることができ、当時の遺構や浴場跡が発見されている。中世では大部分の温泉地は荒廃したが、18 世紀になると、例えばプロンビエールでは病院建設、コントレクセヴィルでは鉱水を分析し、最初の温泉施設が造られた。19 世紀になると、サロンや社交場、遊技場が作られ、ギャンブルが許可された。ナポレオン 3 世の時代は、源泉の保護などの法整備が行われ、自身もヴィシー等を度々訪れる温泉の愛好者であった。第 2 次世界大戦後に社会保障制度が発足し、温泉療法は治療法として認められ、温泉療養者はかつての客層に代わって社会保険加入者がほとんどを占めるようになった、等が述べられている。

第 2 章では、以下のような記述がある。フ

ランス全人口の 1 %に当たる 55 万人が温泉リゾートに居住し、温泉リゾート全体は 20 万ベッドの収容量を持ち、年間 60 万人以上の治療客を受け入れている。ホテルの客室は 5 万、家具つき賃貸アパートのベッド数は 9 万、キャンプ区画は 3 万、受け入れ家庭のベッドは 7,000 あり、温泉療養は真の産業となつた。また、国営リゾートはエクス・レ・パン、ヴィシー、プロンビエールなど 5 ヶ所あり、アンギヤン、エヴィアンなどは地方自治体の運営で、民営は全リゾートのうち半数近くを占めている。温泉療養の経済波及効果は年々増加し、雇用の創出では年間 3 万 7,000 人に上っている。温泉療養は保健費の節約に大いに貢献し、薬剤費や入院費の減少、労働欠勤率の低下など、好ましい影響をもたらしている。

第 3 章では、温泉リゾートの法的状況、源泉開発の許可、源泉の監視や温泉リゾートの格付け等が述べられ、結論として、温泉療養の医学的側面で最も模範的なのはフランスであり、フランスは温泉療養の最盛期をこれから迎えるであろう、としている。

なお、本書には、フランスの温泉リゾート 105 ヶ所の営業期間、適応症とレジャー施設を示す表や州別の療養者数の表(1989 年、2002 年)、フランス主要温泉の分布図等が付されており、便利である。

評者は、2004 年、フランスの温泉地、アンギヤン、エクス・レ・パン、エヴィアン、ダクスを訪れる機会があり、日本とは異なる温泉文化を体験することができたが(温泉、第 73 卷、日本温泉協会、2005 年)、本書により、その歴史的、文化的背景をより深く知ることができた。
(長島秀行)

温泉地情報①

中山間地の温泉地事情 —静岡市梅ヶ島温泉の事例—

新田時也（東海大学）

1 はじめに

昨今、中山間地活性化の取り組みについての動きが、全国的に広がっている。ここで、中山間地とは、「平野の外縁部から山間地」のことであり、「山地の多い日本ではこのような中山間地域が国土面積の69%」、「耕地面積の42%、総農家数の43%農業産出額の38%、農業集落数の50%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置」となっている。すなわち、わが国の食料自給において、大きな役割を持っている地域であるが人口の大幅な流出に伴い、農業の低迷が大きな問題となってきた。

そのため、冒頭に述べたとおり、中山間地の活性化が、全国的な政策課題となっている。さらに、中山間地における農業の役割は、ただ、食料自給における食料の供給地としてだけではなく「国土の保全機能」(洪水、地すべり、土砂崩れなどの発生を防止)、「水源の涵養機能」(豊かな地下水、地下水の涵養、川の流れの安定)、「文化の伝承機能」(芸能・祭り、様々な農業上の技術、地域独自の様々な知恵などの文化)、などの機能も有しているが、その中に、「保健休養機能」もあげられる。

この機能は、「きれいな水、澄んだ空気、美しい緑、都市では見られない景観や自然、環境そして潤いや安らぎ」に触ることで、心身ともにリフレッシュが図られると言うものである。すなわち、都市部に住まう人々は、この「保健休養機能」を求めて中山間地を訪れる事になるので都市部と中山間地との交流が深まり、中山間地に経済的波及効果が期待できると考えられる。中でも、都市部の人々を引き付ける要因に、温泉の役割は大きい。いわゆる、「人里はなれた温泉地」を持つ中山

間地には、「潤いや安らぎ」を求めて都市部からの来訪が期待でき、温泉を通して、都市部と中山間地との交流が活性化すると考えられる。

ここでは、静岡市の中山間地に位置する梅ヶ島温泉を事例に、交流促進を通して中山間地活性化に取り組む温泉地の事情を紹介・考察したい。

2 梅ヶ島温泉の取り組み

静岡市の梅ヶ島温泉は、静岡市の中心部から北に向かって山梨県との県境に位置する温泉郷であり、「開湯は1700年前と古く、標高1,000mほどの安倍川の源流近くに湧く静かな温泉地で、旅館・民宿が12軒ある。単純硫黄泉で、美肌、神經痛、糖尿病、皮膚病、婦人病などに効果」があるとのことである。今回、梅ヶ島温泉の取り組みを調査した。とりわけ、

◎「信玄の隠し湯」としての梅ヶ島温泉=湯治場としての歴史

◎家康や秀忠、勝海舟、清水次郎長、乃木希典、歌人の吉井勇、小説家の池波正太郎、脚本家の茂木草介が逗留=歴史的著名人、文豪にも愛された温泉

と言うように、梅ヶ島にまつわる歴史や人物をアピールすることで、梅ヶ島への来訪をコマーシャルしている。

もともと湯治場と言うことなので、泉質については上々であるが、都市部からの誘客を促進するには、とくに、その温泉地の歴史、周囲の自然環境、温泉地の生活文化、などの情報を発信することが重要になってくる。その点につき、梅薰楼では、ホームページを作成して、「梅ヶ島温泉の伝説」「梅ヶ島温泉の自然」

「梅ヶ島新田神楽」などの情報を発信している。なお、梅薰楼のHPでもっとも人気を得ているのが、「毎日更新、最新紅葉情報」であり、毎年秋には多くの方がこのHPを見て訪問されるとのことである。

3 考察

中山間地の活性化で重要なキーワードは、「交流」と「定住」であろうと、筆者は考えている。その「交流」を生み出すひとつに、温泉地の魅力があると考える。都市部から、「潤いや安らぎ」を求めて訪れる人に、中山間地の「人里はなれた温泉地」は、その温泉地の歴史や自然、文化を提供することで、交流の促進をはかることが出来るであろう。その交

流があってこそ、中山間地に魅力を求めて、都市部から移り来る人もいるかと思う。梅薰楼に見られるような、温泉地からの情報発信は、都市部と中山間地の交流を深めるにおいて大変に効果的な取り組みであると言えるであろう。

参考URL：梅薰楼HP

<http://www.baikunro.co.jp/>

農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp>

静岡市HP

<http://www.city.shizuoka.jp>

調査協力者：梅ヶ島温泉「梅薰楼」 代表手塚

昭次氏、 同役員手塚泰宣氏



図1 梅ヶ島温泉の伝説（「良純親王と3匹の赤い小蛇」：梅薰楼蔵）

後水尾天皇の第八皇子である良純親王が、甲州で療養中、駿河の安倍奥に靈湯あり、との夢のお告げ、3匹の赤い小蛇が出て来て、親王の足元を回り、道案内の様子、小蛇に導かれた親王が温泉を見つける。入湯したところ、全快。「あの蛇は御仮の仮の姿であったのか」と、小さな社を建て、備前長船の刀、紺紙金字の願経と水晶八房の数珠を捧げた。この温泉が、現在の梅ヶ島温泉で、三蛇大権現社もこの地にある。親王の捧げた八房の数珠は、前屋号「永寿軒」時代に下賜され、梅薰楼に引き継がれた。（「梅薰楼」のHPより要約）

温泉地情報②

バーデンバーデン訪問記

赤池勇治（静岡県庁）

1 はじめに

2005（平成17）年9月、観光旅行でドイツ南部のバーデンバーデンに3日間滞在した。ヨーロッパの「緑のサロン」と呼ばれるこの町には、長期保養の滞在に応えるため、温泉をはじめ飲泉場、カジノや屋外コンサート場、高級プレミアム、美術館・博物館、劇場などの施設や並木道が、緑あふれる公園内にゆったり配置されている。この中から、2つの温泉施設「フリードリッヒ浴場」と「カラカラスパ」を紹介する。

2 フリードリッヒ浴場

1877年に建設された、熱気浴、蒸気浴、温泉浴とマッサージを組み合わせた「ローマン・アイリッシュ浴場」のスタイルをとる施設である。受付で29ユーロ（当時のレートで4,060円。マッサージ付）を払い、脱衣し係員の指示で浴場に入る。ヨーロッパの他の浴場とは違い、水着は着用しない。

ここでは、1番から16番まで約3時間半というコースが設定されている（マッサージの有無で時間は異なる）。例えば、1番は「温水シャワーを5分間」、2番は「54℃の低温サウナに15分間」と言った具合だ。9番（36℃の温泉プール浴槽）までは男女別だが、10番（34℃の気泡風呂。ぬるく感じた）、11番（28℃の運動浴槽。見上げると壮麗な丸天井が望める）では、男女が同じ場所でメニューをこなすことになる。ヨーロッパの女性は特に周りを気にせず黙々とリラックスしながらこなしていたが、日本人にとっては刺激が強かった。

コースの最後（16番）には、3種類から1つを選び自分で体に保湿クリームを塗る。その後、シーツと毛布に包まれ、照明を落とした静かな部屋で30分間の休息を取ることになる。

コースにあった低温のサウナはまだ日本に多く採用されていないが、呼吸が楽で、





丸天井の建物がフリードリッヒ浴場

100℃近い高温のサウナが苦手な方や高齢者には負担が軽くて向いていると感じた。また、時間がない人向けなど複数のコース(と料金)が選択できればさらに魅力が増すのではと思った。

ここを訪れたのは平日で、混雑はしていなかったが、客の半数程度はアジア人だったのが意外だった。

なお、建物の下には、約2000年前の古代ローマ浴場の遺跡が残っている。ドイツ語だが遺跡を紹介するビデオが上映されているので、見て楽しめる。

3 カラカラスパ

フリードリッヒ浴場から徒歩2分の至近距離に、全く異なる温泉施設「カラカラスパ」がある。伝統的な外観の前者と比べ、こちらは近代的なガラス張りの施設である。

1階は日本でも見ることのできる娛樂的な施設。インドアプール、アロマスチームバス、洞窟風呂、療養用プールの他、温度を違えた(38°Cと18°C)円形のアウトドアプール、流れるプールに気泡風呂が2つあり、水着で楽しめる。プールや浴槽毎に「最大10分間」などと、浸かりすぎないよう注意書きもあつた。

思い思いに楽しむ1階に比べ、らせん階段を登り2階に入ったとたん、カルチャーショックを受けることになる。この階はローマ式サウナスペースとなっているのだが、皆、水着を脱ぎ、裸にならなければいけないのである。しかも混浴で、持ってきたバスタオルは前を隠すためのものではなく、サウナに座る時に汗が床に落ちないようにするものなのだ。ここには温度が異なるサウナが4ヶ所配置され、それぞれのサウナの前には1人が立って入ることのできる深い水風呂がついていた。建物外のログキャビン2棟もサウナだった。

4 おわりに

緑の中にあるバーデンバーデン。80年以上前に由布院温泉を訪れた林学博士・本多静六氏が、「由布院がお手本にすべき“森林公園の中に町がある”温泉地」として挙げた場所でもある。

国際的な保養リゾートと温泉療養地という両面を持つこの地には、澄んだ空気が満ち、滞在している人々もどこか穏やかで、時間がゆったり流れている。日本の温泉地にとっても見習うべきところは多いと感じた。

国立りゅうま病院もあるほどの癒養地。
杖の方、車いすが通ると、人は進まずり、車は停車。
『憩いや』が町全体にありました。



学会記事

●日本温泉地域学会第13回研究発表大会・総会

来る5月24日(日)・25日(月)の両日、日本温泉地域学会第13回研究発表大会・総会を石川県加賀市山中温泉で開催します。下記のスケジュールで実施しますので、多くの会員の参加を期待します。

日本温泉地域学会第13回研究発表大会・総会スケジュール

開催温泉地：石川県加賀市山中温泉

協賛：加賀市・山中温泉観光協会・山中温泉旅館組合

開催日：平成21年5月24日(日)～25日(月)

発表会場：山中温泉文化会館 TEL. 0761-78-3311

宿泊施設：お花見久兵衛 TEL. 0761-78-1301

懇親会場：同上

視察会集合：5月24日(日) 13:00 JR北陸本線 加賀温泉駅

受付：5月24日(日) 17:30～お花見久兵衛

5月25日(月) 8:30～山中温泉文化会館

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円

懇親会費：会費5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれます。

宿泊費：学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋4人利用の1人当たり料金は1万2,000円、1部屋2人利用の場合は1万5,000円です。

研究発表大会に参加される会員は、下記の参加形態によって郵便振替で学会事務局宛に相当金額を5月10日必着で前納してください。振込によって学会参加申し込みとします。

また、平成21年度年会費(賛助会員：3万円、一般会員：4,000円、学生会員2,000円)も振替用紙によって、次の金額にプラスして送金してください。研究発表大会非参加の会員も年会費の送金をお願いいたします。

学会指定宿泊施設+学会参加 : $12,000 + 2,000 = 14,000$ 円 (1部屋2人利用 17,000円)

懇親会参加+学会参加 : $5,000 + 2,000 = 7,000$ 円 (学生: 4,000円)

視察会・学会参加のみ : 2,000円 (学生: 1,000円)

振替口座番号：00190-6-462149

加入者名：日本温泉地域学会

日程

5月24日(日) 13:00～16:00 視察会(無料) 徒歩中心で温泉町を見学します。

加賀温泉駅～山中漆器伝統産業会館～山中温泉菊の湯・山中座～ゆげ街道町並み保存地区～鶴仙溪～芭蕉堂～医王寺～宿泊施設

18:00～19:30 懇親会

5月25日（月） 9:00～11:00 研究発表
11:00～12:00 昼休み（理事会）
12:00～12:30 総会
12:30～14:00 シンポジウム
「山中温泉における共同湯を核とした町並み整備」

交通案内 : JR 北陸本線加賀温泉駅下車、駅前から加賀温泉バスが山中温泉まで運行しています。所要約30分、料金410円です。
加賀温泉駅までは、東京からJR利用の場合、東海道新幹線米原経由と上越新幹線越後湯沢から北越急行経由のルートがあります。シンポジウム終了後、加賀温泉駅までは送ります。

研究発表大会・総会プログラム

5月25日（月）

自由論題 発表時間：20分（発表15分、質疑5分）

座長：新田時也（東海大）

9:00～9:20 陳 晶（フェリス女学院大）：訪日中国人の温泉志向の変化
9:20～9:40 浦 達雄（大阪観光大）：和倉温泉における小規模旅館の動向
9:40～10:00 山田 等（聖徳大）：温泉地におけるマンパワーの育成と活用に関する一考察—高齢社会における保養・療養の場合—

10:00～10:20 休憩

座長：長島秀行（東京理科大）

10:20～10:40 新田時也（東海大）：興津川の鮎と温泉の魅力をあわせた地域おこし
—民宿「あこがれ亭」の取り組み—

10:40～11:00 古田靖志（岐阜県先端科学技術体験センター）：温泉に関する天然記念物等の現状と保護について

11:00～12:00 昼休み（理事会）

12:00～12:30 総会

シンポジウム

12:30～14:00 「山中温泉における共同湯を核とした町並み整備」

コーディネーター：石川 理夫（温泉評論家・日本温泉地域学会副会長）

パネリスト：上口 昌徳（山中温泉観光協会会長・かよう亭代表取締役）

：桜井比呂之（山中商工会副会長・萬吉屋会長）

：鹿野 恒弘（医王寺住職）

：吉本加代子（お花見久兵衛代表取締役）

- 日本温泉地域学会第12回研究発表大会は、平成20年11月16日（日）・17日（月）の両日、千葉県鴨川市鴨川温泉郷で開催されました。鴨川市・鴨川市観光協会・鴨川旅館組合・小湊温泉組合など地元観光関係団体のご支援のもと、視察会・研究発表会・基調講演・フォーラムが行なわれ、地元市民の参加もあって盛会裏に終了しました。

視察会では、観光協会の皆さんのご尽力のもとに、小湊の日蓮上人ゆかりの誕生寺に始まり、

鴨川館での露天風呂の温泉入浴を楽しみ、多くの旅館が温泉搬送によって温泉旅館となった「なぎさの湯」源泉を見学するとともに、ユニークな硫黄泉を持つ1軒宿の粟斗温泉を訪ね、会員一同温泉の確保に対する地元業者の熱意を感じました。

懇親会では、本多鴨川市長の御挨拶を頂き、会員一同の会話が弾みました。

研究発表会では、9件のいずれも実証的なデータに基づいた多様な内容の発表があり、活発な意見交換が行なわれました。午後は鴨川グランドホテル代表取締役の鈴木健史氏による基調講演「鴨川温泉の開湯と課題」の後、南房総の温泉資源の活用を考えるフォーラムがあり、所用で欠席の浜田氏を除く4名の発表の後、多くの地元民を交えて質疑がなされました。

なお、本研究発表大会に先立つ11月14日～16日に、日本温泉地域学会主催の「温泉観光士」養成講座が城西国際大学観光学部で実施され、55名もの多くの受講者が集まり、成果を挙げました。

- 学会誌「温泉地域研究」第13号（平成21年9月30日刊行予定）の論文・研究ノート・書評・温泉地情報などの原稿を募集します。投稿希望者は本号に掲載している投稿規程を順守のうえ、8月20日（必着）までに学会事務局へ投稿してください。
なお、第14回研究発表大会（10～11月予定）での発表希望者は、8月末までに発表者名・発表タイトル・内容（100字程度）を葉書に書いて学会事務局へ申し込んでください。
- 日本温泉地域学会の学会案内、活動状況、研究発表大会の日程などを本学会ホームページ上で常時お知らせしています。日本温泉地域学会で検索すると、最初に掲載されていますので、ご覧下さい。
- 新会員が増えたので、学会誌「温泉地域研究」への投稿規定と執筆要領、研究発表大会における発表要旨作成要領などを次頁以下に掲載いたします。

日本温泉地域学会誌「温泉地域研究」の投稿規程と執筆要領

【投稿規程】

(1) 投稿資格

本学会会員であること。ただし、連名の場合は筆頭著者名が本学会会員であればよい。

また、本学会からの依頼による特別寄稿の場合は、この限りではない。

(2) 投稿著作区分とその内容

①投稿著作は、未公表の「論文」「研究ノート」「資料」「書評・文献紹介」「温泉地情報」とする。

「論文」：温泉地に関し、十分な客観的資料分析に基づいて論述された完成原稿とする。

「研究ノート」：温泉地に関する研究途上の中間発表的な原稿とする。

「資料」：温泉地の歴史・文化・温泉資源・観光経営など諸々のデータの提示と解説。

「書評・文献紹介」：温泉地に関する著書の評論と文献の紹介。

「温泉地情報」：各温泉地の諸々の情報提供。

②投稿著作のうち、「論文」「研究ノート」については、関連分野の学会員による匿名の閱讀審査をすることにし、その結果を踏まえて編集委員会（常務理事会兼務）が採否を決定する。修正意見がある場合は、修正原稿の提出を経て受理される。

③投稿著作は【執筆要領】を順守したものでなければ受け付けない。

④投稿著作はワープロ原稿とし、フロッピーディスク・CD と原稿のコピー 3 部を提出する。

⑤投稿著作は常時受け付け、「論文」「研究ノート」は審査にパスしたものから学会誌に掲載する。

(3) 著作権

本学会誌に掲載されたすべての著作については、日本温泉地域学会が著作権を有する。

転載・複写にあたっては、本学会の承認を受けなければならない。

【執筆要領】

- (1) 使用ワードプロセッサーのソフトは「ワード」とし、その他は「テキストファイル」にしたフロッピーディスク・CD を提出する。用紙は A4 サイズで横書きとし、1 頁あたりの文字数は 1 行 40 字、40 行で、1,600 字とすること（印刷段階では B5 版 2 段組となる）。
- (2) 原稿頁数は「論文」は 8 頁、10 頁、12 頁とし、「研究ノート」は 6 頁の偶数頁に合わせること。「資料」は 2 頁、「温泉地情報」は 1～2 頁とし、「書評・文献紹介」は 1 頁とする。
- (3) 文字については、タイトルと氏名は 12 ポイント、本文と所属は 10.5 ポイントの MS 明朝体とする。「論文」「研究ノート」は以下の例示のように章・節立てをする。
氏名の次に、4～5 のキーワードを入れる。

(例) 草津温泉における景観保全の現状と課題

中沢秀夫（草津大学）

キーワード：草津・温泉・景観保全・町並み

1 はじめに（章）

（1）・・・・（節）

①・・・・（項）

(4) 図・表は本文に対応した位置に入れ、本文中の挿入箇所にレイアウトして白紙の空間をとっておくこと。また、図・表はそのまま印刷できるように完成されたものとし、大きさと文字のバランスを考慮すること。ただし、印刷される学会誌はB5サイズであるので、図については、図と図中の文字が約90%に縮小されることを念頭におくこと。図・表は、本文とは別にまとめて提出する。

次の例示のように、図のタイトルは図の下に、表のタイトルは上に書き、図・表の下に出典を注記すること。地図には縮尺と方位を入れること。

不正確な図や不鮮明な図は、学会で印刷業者にトレースを依頼するので、その場合は実費を請求する。そのまま印刷できる清書されたきれいな図を提出すること。

(例)

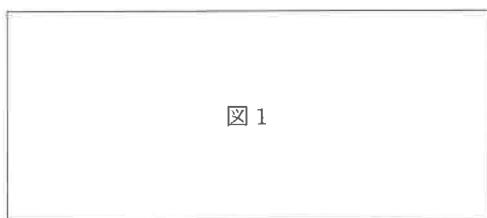


図1

図1 草津温泉滝下通りの町並み構成（2002年）

(注) 草津町の資料と現地観察調査により作成。

表1 草津温泉宿泊客の出発地構成（2002年）

出発地	人数（万人）	構成比（%）
東京都	77	40.1
南関東	67	34.9
北関東	29	15.1
その他	19	9.9
計	199	100.0

(注) 草津町の資料により作成。

(5) 注・参考文献について

注・参考文献については、本文の該当箇所に一連番号を入れ、文末に一括してまとめて書くこと。氏名・発行年・文献タイトル・発行所・巻号・頁を入れる（例示参照）。

文献のタイトルは、著書は『　　』、論文は「　　」で表示する。

(例) ・・・・である1)。

注・参考文献

1) 中沢秀夫（1992）：『草津温泉誌 第2巻』草津町、180～190頁

2) 中沢秀夫（1995）：「草津温泉の町並み保存」地理学報告、第5巻2号、15～25頁

(6) 「論文」「研究ノート」の投稿者が別刷りを希望する場合は、実費負担で作成できる。原稿投稿時に50部単位で事務局へ申し込むこと。

(7) 投稿者は別紙原稿送付状に記入の上、郵送すること（コピーでよい）

「温泉地域研究」原稿送付状

発送日	年　月　日				
原稿種類	論文 研究ノート 資料 書評 文献紹介 温泉地情報				
著者名					
所属					
	電話	FAX			
住所・連絡先	〒				
	電話	FAX			
E-mail					
表題 (和文)					
(英文)					
原稿頁数	頁	図 枚	枚	表 枚	枚
別刷り希望	50部	100部	150部	200部	それ以上(　部)

*送付状はコピーにてお願ひいたします。

受付　　年　　月　　日
 受理　　年　　月　　日

原稿送付先 :

〒299-2862 千葉県鴨川市太海 1717
 城西国際大学観光学部山村研究室内
 日本温泉地域学会事務局

電話 : 04-7098-2839
 FAX : 04-7098-2805
 E-mail : yamaj@mx8.ttcn.ne.jp

日本温泉地域学会研究発表大会における発表要旨作成要領

日本温泉地域学会研究発表大会において研究発表を希望する会員は、以下の発表要旨作成要領にしたがって発表要旨を作成し、学会事務局から指定された提出期限内に提出すること。提出期限を過ぎたものや作成要領を順守していないものは受け付けないので、十分留意すること。

- (1) 原稿はワードプロセッサーで作成すること。ソフトは「ワード」とし、その他の場合は「テキストファイル」にしてフロッピーディスク・CD 1枚と印刷原稿 1部を学会事務局宛てに提出する。
- (2) 発表要旨はA4用紙2頁分とし、横書きで1頁あたり1行40字、40行とする。1頁目には、1行目にタイトル、2行目右よりに発表者名と所属を書き、4行目から本文を書くこと。これには図表を含むので、図表をレイアウトして入れた完成原稿を提出する。
- (3) 文字はMS明朝体とし、タイトルと発表者名は12ポイント、本文は10.5ポイント、発表者名の次に入れる所属は10.5ポイントとする。次の例示のように、内容をいくつかに分けて、研究の目的と方法、結果が明瞭に分かるようにまとめる。

(例)

草津温泉における景観保全の現状と課題

中沢秀夫（草津大学）

- 1 はじめに
- 2 研究の目的と方法
- 3 研究結果
 - (1) 景観保全の現状
 - (2) 景観保全の課題
- 4 むすび

- (4) 発表要旨は原稿をそのまま印刷するので、きれいな図表を作成し、レイアウトして提出する。

日本温泉地域学会入会申込書

平成 年 月 日

会員種別	一般	学生	賛助()口
ふりがな 氏 名	印(満 歳) 男・女		
団体名・商号 代表者名	印		
勤務・所属先名称 所 在 地			
	〒		
	電話 ()		
	FAX ()		
E-mail :			
現 住 所	〒		
	電話 ()		
	FAX ()		
E-mail :			
研究・関心分野			
メールでの対応	可能	不可能	
研究会誌送付先	勤務・所属先	現住所	

*学生会員は学生証の写しを同封してください。

事務局受付日 : 年 月 日

申込書送付先

〒 299-2862 千葉県鴨川市太海 1717

城西国際大学観光学部山村研究室内

日本温泉地域学会事務局

(yamamura@jiu.ac.jp)

電話 : 04 (7098) 2839

FAX : 04 (7098) 2805

郵便振替 : 口座番号 00190-6-462149 加入者名 : 日本温泉地域学会

日本温泉地域学会役員

会長 山村 順次（城西国際大学）

副会長 石川 理夫（温泉評論家）

理事長 濱田 真之（地熱）

常務理事 長島 秀行（東京理科大学）

〃 辻内和七郎（箱根温泉供給）

理事 池永 正人（長崎国際大学） 市原 実（山梨県立大学）

浦 達雄（大阪観光大学） 甘露寺泰雄（中央温泉研究所）

菊地 庄悦（東鳴子温泉まるみや） 小林 浩（千葉県庁）

首藤 勝次（長湯温泉大丸旅館） 只野 公康（妙見温泉どさんこ）

中澤 敬（草津町長） 布山 裕一（日本温泉協会）

古田 靖志（岐阜県先端科学技術体験センター）

松崎 郁洋（黒川温泉ふもと旅館） 森 繁哉（東北芸術工科大学）

八岩まどか（温泉評論家） 由佐 悠紀（京都大学名誉教授）

監事 中山 昭則（別府大学） 谷口 清和（あおもり温泉地活性化研究会）

幹事 君島 俊克（校成学園） 小堀 貴亮（前別府大学）

任期：2006（平成18）年5月29日～2009（平成21）年春季大会

温泉地域研究 第12号

2009年3月31日発行

編集・発行者 日本温泉地域学会

〒299-2862 千葉県鴨川市太海1717

城西国際大学観光学部山村研究室内

(yamamura@jiu.ac.jp)

電話 04(7098) 2839

印刷所 株式会社 こくば

FAX 04(7098) 2805

〒260-0843

振替 00190-6-462149

千葉市中央区末広3-3-10

名義 日本温泉地域学会

Journal of Studies on Spa Region

No.12
2009.3

contents

Articles

- Reappraisal of Significance of Community Bath in Onsen Areas
 based on Consideration of Historic SOYU Michio ISHIKAWA (1)
 Characteristics as the Tourist Resources of Unzen Jigoku Fumalore Masahito IKENAGA (13)

Lecture

- Development of Hot Spring and Problems in Kamogawa Spa Takeshi SUZUKI (21)

Forum

- Application of Hot Spring Resources in Minamiboso Area (23)
 Application of Hot Spring Resources for Tourism in Chiba Prefecture Junji YAMAMURA (23)
 Application of Hot Spring as Health Resources Yasuo KANROJI (25)
 Synthetic Assessment of Spa Masayuki HAMADA (27)
 Development of Kominato Spa and Course in the Future Yasuo YOSHIDA (28)
 Mineral Springs in Yoro Valley Kiroyuki TOMIZAWA (29)

Book Reviews

- Regional Science Association of Spa, Japan ed.
 『Natural and Cultural Assets on Hot Springs and Spas in Japan』 Tokiya NITTA (30)
 Yuko AGISHI 『Hot Spring and Health』 Masayuki HAMADA (31)
 Mihoko KUBOTA 『Reformation of Spas』 Junji YANAMURA (32)
 Philippe Langenieux-Villard, (translated by Hiroyuki Narusawa)
 『Les stations thermales en France』 Hideyuki NAGASHIMA (33)

News on Spa

- Spas in Agricultural and Mountain Area Tokiya NITTA (34)
 Visit to Baden-Baden Yuji AKAIKE (36)
 Notes and News (38)